

40590

教科書文庫

4
110
44-1938
200030 2135

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



3759  
K014  
資料室

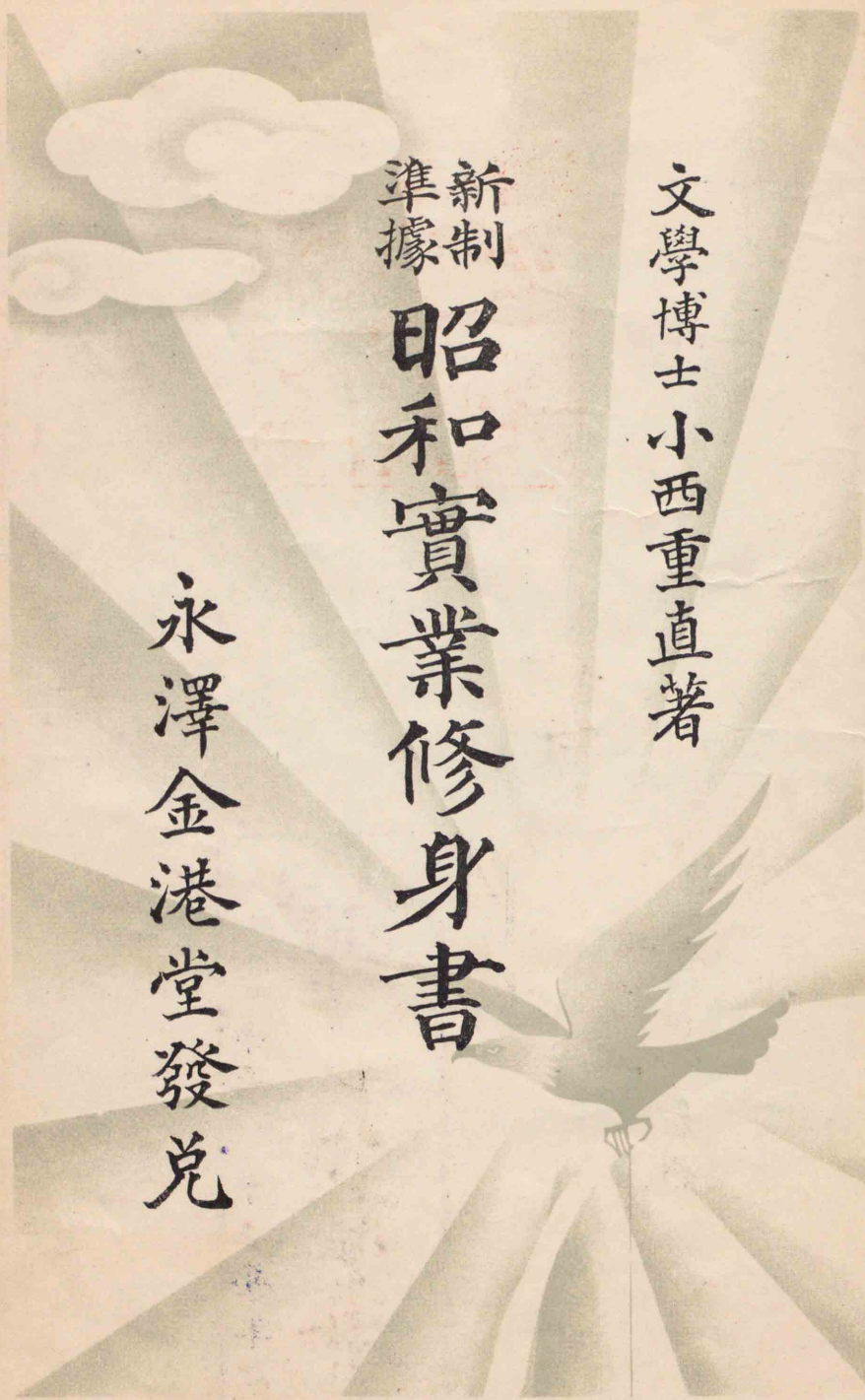
新制  
準據  
昭和實業修身書  
卷三

日八十二月二年三十和昭  
濟定檢省部文  
用科身修校學業實

文學博士小西重直著

新制  
準據  
昭和實業修身書

永澤金港堂發兌



2759  
K014

資料室



三北

小林保廣

第三種第三學年  
大塚



畫壁館畫繪念記德聖 (務世と益公 ○一) 幸行式通開道鐵濱京



天壤無窮の神勅

豊葦原とよあしはらの千五ちいほ百秋ひゃくあきの瑞穂國みづほのくには是これ吾わがが子孫うまのこの王きみたるべき  
地ちなり。宜よろしく爾皇孫いますめのみまゆ就ゆきて治しせ。行ま矣ま。實祚あまつひつぎの隆さかえま  
さむこと當まさに天壤あめつちと窮きりりなかるべし。

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト

俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘ

シ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシ  
テ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク  
斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シ  
テ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民  
其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

### 國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振  
作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留  
メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大

綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申  
ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵  
養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著  
レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ  
思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻  
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セ  
ムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興  
ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振  
作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在  
ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風  
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇  
厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ

責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ  
入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セス  
シテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉  
トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ  
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ  
懾ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前  
後十有三年其ノ協力ニ終始セリ  
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ  
促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然  
ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシ  
テ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ  
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平  
和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國  
ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスル  
モノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕

カ念トスル所ナリ  
 方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正  
 ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ  
 恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協  
 戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類  
 ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

新制 昭和實業修身書 卷三 目次

第一課 國	土……………一
一 國土の觀念	二 高所から見た國土讚美
二 國土と我	三 國土の美稱
三 國土の君主の變轉常なき國	四 國土と國民性の關係
四 國土を愛する道	五 國土と國生みの説話
第二課 郷	土……………一〇
一 故郷の思慕	二 郷土は何故に人の心を惹くか
二 郷土は肉體の故郷と同時に心の故郷	三 郷土を愛する道
三 郷土の現在をもちれ	四 郷土愛と國土愛
四 郷土愛と國土愛	五 郷土愛と國土愛
第三課 風	俗……………一七
一 郷土愛・國土愛と風俗	二 風俗の人を支配する力
二 風俗の改善	三 風俗と民心統一
三 我が國民性と風俗	四 惡習是正の英斷
第四課 社	會……………三



一 社會と個人……………二 禽獸的自然人……………三 社會精神……………

四 眞の人格……………五 社會の發達……………六 協同社會……………

七 利益社會……………八 國家社會……………

第五課 團體と協同……………三

一 團體生活の適不適によりて……………二 共同目的に一致協力……………三 和合精神……………

四 没我精神……………五 附和雷同の害……………六 我等の覺悟……………

第六課 秩序……………三七

一 團體と組織と秩序……………二 秩序の必要を知るには……………三 秩序の維持には……………

四 一身の生活にも秩序を要す……………

第七課 責任……………四一

一 責任とは……………二 責任感の有無……………三 社會の連帶關係と責任……………

四 無責任の害……………五 責任と我が國民性……………六 我等の責任……………

第八課 職業……………四九

一 職業の私的意義と公的意義……………二 職業と人格向上……………

三 職業の貴賤……………四 職業選擇と祖業繼承……………

第九課 勤勞精神と二宮尊徳……………五五

一 天地の活動……………二 勤勞は人間の特徴……………三 尊徳の偉業……………

四 報徳教の要領……………

第十課 公益と世務……………六四

一 角倉了以の功……………二 ノーベルの素志……………三 公益を廣む……………

四 世務を開く……………五 少しでも社會の爲に……………六 祖先の公益事業と國民性……………

七 世務を開きし偉人達……………八 我等の覺悟……………

第十一課 海外發展……………七一

一 進取的國民性……………二 我等の祖先と進取的海外發展……………

三 人口増加難……………四 海外移住……………五 經濟力の海外發展……………

六 海外發展と孝道……………

第十二課 國交親善……………八一

一 今上天皇陛下御渡歐……………二 國際道德……………三 列國との親和……………

四 國際聯盟と日本の脱退……………五 國民外交……………

第十三課 國際協力……………八九

一 國際協力の必要 二 今ある種々の國際協力  
 三 我が國に於て開催される國際會議と國交親善 四 次回のオリンピック競技

第十四課 人類愛と人類の福祉……………九二  
 一 同情・愛他的心 二 博愛と人類愛  
 三 博愛的精神は我が國民性の一特色 四 人種平等觀

第十五課 國民精神作興に關する詔書(一)……………一〇一  
 一 世界大戰役後の我が國 二 關東の大震災 三 詔書御下賜

第十六課 國民精神作興に關する詔書(二)……………一〇五  
 一 大正天皇の御憂慮 二 今日の弊風 三 弊風を改めるには

目次終

新制 昭和實業修身書卷三  
 準據

文學博士 小西重直著

第一課 國土

國土の觀念

一 郷土への愛慕の念は郷土にゐてはあまり意識に浮ばぬと同じく、國土への愛着・思慕の念は國土にのみゐては意識に上りにくいのが常である。遠き海外旅行からの歸りの船の上から久しぶりに我が國土の島かげや、山の姿を見つけた瞬間には、おゝ我が國土よ、あなつかしい故郷よと感激の情がこみあげて來ないものがあらうか。

又國土のうちにも高山に上つて下界に擴がる田園・里落の光

高所から見  
た國土讚美

景を見おろした時は、しみじみと國土讚美の情が湧起こるものである。

二、大和には群山あれど、とりよろふ天の香具山登り立ち、國見をすれば、國原は煙立ち立つ、海原は鷗立ち立つうまし國ぞ、秋津島大和の國は。

これは舒明天皇が、大和の香具山にお登りになつて國見し給うた時、我が國土の美はしさをうたはせたまうた御製である。古い史書によると神武天皇も亦大和國の或る丘上から見おろさせたまうて、「美はしかなこの國は」と嘆美したまうたといふことである。古來、天皇が高所から國狀を視たまふことを國見といひ、また國見の際に詠み給うた國土讚美の歌や、それについての傳説が少からず傳へられてある。

上は天皇を始め奉り下は臣民に至るまで、物に觸れ事に感じて國

土を意識し國土の優美さを詠嘆した歌は、萬葉集だけでも夥しい數に達してゐる。

「大和は國のまほらまたなづく青垣山こもれる大和しうるはし。」とは日本武尊の御歌と傳へられてある。大和は當時の日本全體を代表してゐた國であつた。その大和を讚美することはやがて日本全體を讚美することであつたのである。

三、大倭國・秋津島・大八洲・瑞穂國・敷島・日本とは皆これ我が國土に對する美稱ではないか。大八洲と言へば北から南へ弓なりにつづいてゐる本州その他の島々を連想し、瑞穂國と言へば穰々と實れる稻の國、日本を思ひ、大倭と言ひ敷島と言へば優美そのものの如き大和の國が聯想されるではないか。若し夫れ日本と言へば旭日燦然として世界に耀く日の本の國を思はしめるではないか。これらの美稱を持つ我が國土はこれ以上讚美する言葉がないほどに、我等の

國土の美稱

國土と我

祖先が既に言ひつくしてくれてゐる。

四 氣候にも風景にも物産にも將た亦文化の發達に適する地形位置にも恵まれてゐるこの國土こそ、まさしく我等の故郷たる國土なのである。思へばこの國土と我等とは實に深い因縁である。我が一身のみでなく、何千年の昔から祖先代々住みなれて來た國土である。

一山一丘、一握の土と雖もそれは我等にとつてなつかしい國土の一部であつて、又我等祖先の骨の一部であり、肉の一片であり、血汐の凝結である。五尺のこの身もこの國土から養分を吸ひとつたのである。肉體だけではない、我等の精神もよく／＼しられればこの國土から受けてゐる影響の甚大なるに驚かざるを得ない。

國土と文化  
國民性の關係

五 まことに人間は大地の影響を受けつつ歴史を作り行くものである。

肇國以來の我等の歴史もこの國土の上に展開されて來た。山にも丘にも森にも林にも祖先の足跡がある。されば國土を擧げて皆古跡である。田も畑も池も港も、皆我等の祖先が辛苦經營の遺跡でないものはない。我等の今持つてゐる諸々の文化は皆國土の影響を受けて日本の特質を帯びるに至つたものである。我等の今持つ國民性も久しい間の國土の影響にすぎない。國民すべてが歌人・俳人であるかの如き優美・風流の國民性は風景に富み、四季の推移が繊細・美妙な我が國土の産物である。

進取・冒險の氣風は國土が島國であることに基因し、山高く谷深きが故に自ら敬虔の心も高くかつ深い。死を鴻毛の輕きに比し義勇の信念が強固なのは、火山多く地震の夥しい國土が原因してゐると説く者さへある。

「花より明くるみ吉野の、春の曙見わたせば、もろこし人も高麗人も、

國土と國生  
みの説話

大和心になりぬべし。』とは頼山陽の歌と傳へられる。自然の美が人心に影響することはまことにこの歌のとほりである。ましてこの國土に太古以來住んで來た我等大和民族が骨の髓まで大和心にならないで居られる筈はない。

されば國土は我等にとつては單なる物質的な土地の擴がりではない。我等の魂と相通じ得る神祕の大地であつて、我等の心の母胎であり、我が國民性の源泉である。

六 天皇と我等との深い關係については既に學んだ。今進んで更に天皇と國土、國土と國民との關係について考へて見たい。

古事記や日本書紀に國生みの説話がある。伊弉諾尊、伊弉冉尊の二尊が淡路島を始めとし四國、九州本土、つぎに大小の島々を産みたまひ、最後に神々を産みたまうたと言ふのである。さればこの國土とその統治者とが兄弟であるとの思想が示唆されてあると言つて

國土の君主  
の變轉常なき國

よい。天照大神が「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。」と皇孫に宣ひし神勅は既に國生みの説話中にその當然の結果であることを豫言されたことが知られる。故に我が國土は天皇と一體であるべき因縁は古典に存するこの説話によつても悟り得るであらう。

政治學者は我等に教へて言ふ、統治權と人民と土地との三つが國家構成の要素であると。しかしこの三者は我が國に於ては一であつて決して三でなく隨つて緊密不離の因縁を以て成立つてゐるのである。

七 かくして我が國土は君と民とをその上に載せ養うて、君と民とはこの國を愛し親しみ賞め稱へて來たのであつた。時に外敵の襲來を蒙つたこともあつたが、國土の一片と雖も未だ嘗て略取されることがない。

國土を愛する道

「國破れて山河あり、城春にして草木深し。」とは唐の詩人の嘆きである。憐れむべきは國土争奪の内亂が絶えぬ國に生れた人々である。弱肉強食、興亡常なく君民常にその位置を轉倒し、山河草木のみ依然たる國土の傷ましさを思ふにつけても、我等はたま／＼生を有難くもうるはしきこの國土に享け得たことを喜ばざるを得ない。

八 我等は國土と我等との關係を悟り、國土の優美なるを感得し、國土の恩を思ふにつけても國土の愛すべきを知らねばならぬ。一旦緩急ある場合、身命を擲つても國土を守るの道は既に刀伊の賊や元賊に襲はれた時に我等の祖先が示した壯烈無比な行動によつて知ることが出来る。しかし平穩無事な常時に於ける國土愛については恐らく諸子は考へて見たことが少からう。

もし國土愛が全國民の精神に徹底してゐたら軍籍にない人でも國防については深く考へるであらう。随つて廣義の國防の實も自ら擧らう。

延いては山林河川も愛護されて樹木鳥魚の濫伐濫獲もなくなるであらう。土地の私有についての觀念も是正せられて一尺の土地と雖も皆國土の一部であつて、神と君とよりの尊き預りものと考へるに至るであらう。

ここに於て國土は荒廢を免れ、河海沼澤山中地中の遺利は益拾はれ、資源は愈開發されるであらう。同時に國土は美化されて全國が國立公園の觀を呈するに至るであらう。かうなつた時に君と民と國土とが一體一如の我が日本國は眞の樂土となるであらう。

明治天皇御製

天つ神定めたまひし國なれば

わがくにながらたふとかりけり。

故郷の思慕

第二課 郷土

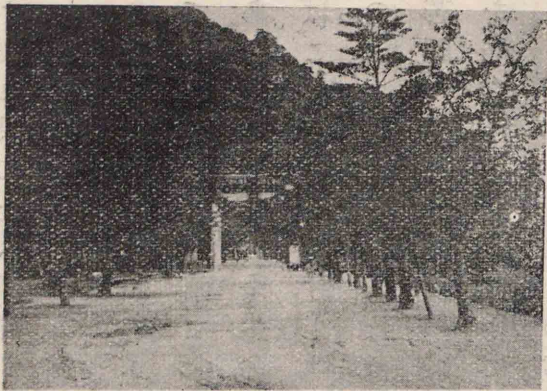
郷土は何故に人の心を惹くか

一 「胡馬は北風に嘶き、越鳥は南枝に巢ふ。」とは鳥獸すらそのふるさとを慕ふ心あり、との諺である。まして人は他郷にあつてはその心は常に郷土を戀ひ慕ふものである。「天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも。」とは昔、阿倍仲麻呂が遠く唐土にあつて故郷を偲んだ述懐である。「嬉しきも故郷なり、悲しきも故郷なり。悲しきにつけても嬉しきは故郷なり。」とは明治の俳人正岡子規が郷土を思慕した聲である。高山樗牛は「余平生故郷を思ふ毎に未だ曾て悲しみ極りて涙潸然」として下らざんばあらざるなり。」と言つてゐる。郷土は何故にかくも人の心を惹くのであらうか。

二 郷土を慕ふのは必ずしも其處が風光明媚の土地であるからではない。荒寥たる北極の一寒村でも其處を故郷とする人にとつ

郷土は何故に人の心を惹くか

鎮守の森



ては温い慰安の土地である。南海の孤島でもそこに育つた者にとつては無上の樂土と思はれるのである。何でもない風景でも故郷のものと思へばその一本一草もこよなくなつかしい。まして鎮守の森、それは我が郷土を象徴してくれてゐる一郷團樂の休息所である。小學校、それは雨の朝、風の夕、竹馬の友と打ちつれて通ひつづけた魂の搖籃である。蜻蛉を釣り、小魚を捕へた小川、蟬を追ひ茸をあさつた小山、思へば限りなくなつかしさか湧いてくるのは故郷の風物である。都會に育つた少年にとつては騒々しい雑音に充ちた市街や濁つた河や、煤煙にまみれた建物でさへ心を惹きつけるのである。他郷

郷土は肉體の故郷と同時に心の故郷

に學ぶ學生が窓邊にもたれて夕燒の雲を眺め、入相の鐘の響を聞いた時遠く思ひを馳せるのは先づ故郷の空である。世の營みに傷つき疲れ果てた人が、靜かに自己の生涯を省みる時、先づ想ひ浮べるのもその郷土の姿なのである。

三 郷土は肉體のふるさとであると同時にその人の幼い魂が育てられた心の故郷である。その人の心靈が目覺め誕生した土地である。その人の全生命が最も深く根ざしてゐる土地である。さればこそ故郷に必ずしも秀麗の山河があるのでもなく、必ずしも安樂の土地でなくとも、なほ之を忘れようとして忘れられぬのである。苦闘の間にその魂の鍛へられた人にとつては、その苦難を嘗め悲哀を痛感させられた爲に、その土地が却つてなつかしい故郷なのである。團樂の間にその靈の育はくまれて來た人にとつては、その和樂の處が慕はしさの焦點ちゆうてんなのである。

郷土を愛する道

人により己れ一代の故郷であることもあらうが、又人によつては遠く先祖代々からの郷土でもある。實に郷土は我等の生命の根が深く根ざしてゐる場所である。故に我等の性質中に郷土化した一種の氣質・氣風が自然に養はれて來るのも當然の結果である。

四 郷土を思慕する情はやがて郷土を熱愛するの情となる。郷土を慕ふ心、愛するの情は人情の自然ではあるが、我等はこの情を更に向上させ合理化せしめねばならぬ。

郷土を愛するとは盲目的に之を讚美することではない。そこには美點と缺點とが共に潜んでゐることを知らねばならぬ。先づ公平に郷土の眞の姿を知ることが之を愛することの始まりである。

諸子の中に、諸子の故郷の町や村の歴史をよく知つてゐるものが幾人あらうか。諸子の町や村の、さてはもう忘れかけてゐる小字こあざなの地名などが物語る興味ある歴史談を諸子は知つてゐるか。故郷の



街道や港灣や河川や新田に遺る諸子の祖先の勞苦それは一國の歴史の一節なのである。

故郷の城跡についての悲壯な傳説。その四つ辻、この町外れに繰返された喜びや悲しみの歴史。それらを諸子は知つてゐるだらうか。それらを知つたならば諸子は年と共に埋れて行く郷土の歴史を如何にかして保存したいものだと願ひはせぬだらうか。機會があれば、せめては大日本地名辭書なりとも開いて見て、諸子の郷土の昔の跡を偲んでほしいものである。

郷土史を知ると共に諸子はまた故郷の現在の生きた姿をも知らねばならぬ。

郷土の現在  
をも知れ

五 郷土の地質や地貌やその上に棲息する動物や植物や郷人の營んでゐる經濟事情等を知らねばならぬ。もし諸子が農村漁村を故郷とするならばそこが健全に發展しつつあるか、又は荒廢衰微し

つつあるか、その發展につけ荒廢につけその原因は奈邊に存するかに深い關心を持たねばならぬ。

もし故郷が都會ならば近代的大都會の生活によくある享樂的・頹廢的傾向が諸子の故郷を侵してはゐないか、衛生の點から、風致の點から注意されてゐるかどうかと、我がことの如くに關心してほしいものである。年少にして我が郷土に強い興味と心配とを持つ者であつて始めて成人の後、己れが市町村のためを圖る人となり得るであらう。

郷土愛と國  
土愛

六 眞に郷土を知り之を愛する心はやがて國土愛へと發展して行くのである。郷土愛は己れの直接經驗から來てゐる。この熱い愛の心を一層廣い一國全體に推し擴げてこそ生命ある眞の國土愛となるのである。

されば郷土愛は愛國心の基礎ともなり、根源ともなるものである。

愛郷心に根ざさぬ愛國心はあり得ない、若しあつたとしたらそれは空虚なものに相違ない。同時に愛國心にまで向上せぬ郷土愛は無學・豪昧の人の偏狭なる感情である。我等は家を愛する心から愛郷心へ、愛郷心から愛國心へと深いつながりを持つ關係を知つて郷土を愛する心の培養・修養につとめねばならぬ。

○ 明治天皇御製

たちねのみおやのまし、故郷の

都はことにこひしかりけり。

をさなくて住みし昔のありさまを

折にふれては思ひいでつゝ。

✓

第三課 風 俗

郷土愛・國土愛と風俗

風俗の人を支配する力

一 郷土には郷土特有の慣習・風俗があり、一國には一國特有の慣習・風俗がある。他郷にあつて故郷を思慕する人の心にはその郷土特有の慣習・風俗への思慕が含まれてゐる。他國に出でて自國を慕ふ氣持の奥には故國の風俗・慣習の思出がある。日本人が歐米にあつて洋服ばかりの生活をしてゐる時は時折浴衣を着て安易な心持に還つて故國の情緒に浸るとはよく聞かされるところである。

二 我等はこの郷土、この日本にのみゐる間は風俗・慣習に無意識に従うてゐるが故に風俗・慣習の勢力の偉大なことに氣づきにくい。しかし、故意にこれに反抗するとき、如何に根づよい威力で我等の胸に迫つて來るものがわかるのである。誰れも皆冬帽を冠つてゐる時に、自分だけ麥稈帽をかぶつて街頭に立つ勇氣のあるものは少

からう。全村舉つて門松を立てて正月を祝うてゐるのに、我が家だけこれを立てないで安らかに元旦を壽ぎ得るだらうか。

かくの如く風俗が力づくよく人に迫る所以は風習の背後には衆人の無言の制裁があるからである。實に風俗はその郷土の人々若しくはその國民が祖先以來、繰返し繰返し行ひ來つた社會的習慣である。民俗といひ世態といひ風俗といふも皆同じ意味のことであつて、要するに一地方若しくは一國の傳統的習慣なのである。又それはその國の歴史と環境との所産であるが故に無意識的に民心はこれに支配されてゐるのである。

「郷に入つては郷に従へ」とは東洋の諺であり、ローマに入ればローマに従へ」とは西洋の諺である。東西軌を同じうするこれらの俚諺は如何に風俗の勢力が強大なるかを雄辯に物語つてゐるものであつて、他國に入れば他國の風俗を尊重せねばならぬとの教訓を言ひ

あらはしてゐるのである。實に風俗の人を支配し、人を律する力は法律よりも強いとさへ言はれてゐる。

由來、人間の行爲を律する規範には法律と道德の二大力がある。風俗慣習は實にこの二大規範と相並んで社會生活を支配してゐるものである。勿論、風習がその威力を最も強く發揮してゐるのは野蠻社會であつて、道德・法律の代理とも見られるのが彼等の社會状態である。併し道德・法律が分化して、各、獨立的權威として個人を律してゐる文明社會にあつても、風習は依然として有力なものである。

三 かやうに風習は社會的に威力があるが故に、一國・一地方の民心を統一し、その團結を鞏固ならしむるに甚だ必要なものであることを忘れてはならぬ。一國としての國力は甚だ薄弱なものでも、風俗・風習の固い一致があるが爲に、堅くその存在を保つてゐる民族も少しばあるほどである。随つて風俗の良否は國家の興隆衰亡に至大

風俗と民心  
統一

風俗の改善

の關係があるものである。

四 風俗・慣習は歴史と環境の所産であるから一見奇怪に思はれることもあるが仔細にしらべると、その地の生活に適合したものが多いためである。それ故、風俗・慣習の改善に急なるあまり、地方民の感情を害し、その反抗を買つた例が少くない。

民俗・風習は深く郷土性に根ざし、且その地方の特色を發揮してゐるものであるから、淳風・美俗は進んで之が保護・奨励を加へねばならぬ。近時我が國には郷土研究が大いに勃興し、地方の風習のよきもの、趣味あるものの保存に努めるやうになつたのは喜ぶべきことと言はねばならぬ。

我が國民性と風俗

五 郷土の風習が郷土に根ざしてゐるが如く、我が國の風俗・慣習中には國民性の特色をあらはしてゐるものが多い。試みに年中行事だけをしらべて見ても、うるはしい風習のあまりにも多いのに驚

くであらう。



端午の節供

悪習是正の  
英斷

ると、その風習が行はれ始めた時代とは時勢がすつかり變化してし

氏神・産土神の祭祀がいかにかにうるはしくも又賑やかに地方的團體生活の中心となつて一同を歡喜せしむるか。雛の節供・端午の節供・彼岸會・盂蘭盆會・盆踊・七夕祭・節分等々と枚擧するに遑がない。農家の種蒔・收穫等について、それぞれ神を祭つて豊年を祈り又は感謝する風俗、職人のそれぞれの職業の祖神を祀る風習、商人の戒講等の風習など擧げ來るとかぎりがなからう。

六 併し風習が年久しく因襲され

まふ爲に、最初その風習に含まれてゐた價值が次第に失はれてしまつて無意味なばかりでなく陋習惡風として残ることもある。滅亡した國の風習には特に惡習が多いのを見ても惡習は斷然改めるべきものである。

明治天皇が維新以前の惡風陋習を打破するために五箇條の御誓文の中に舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシと仰せられたのは、今もなほ忘れてはならぬ大切な御言葉である。

第四課 社會

社會と個人

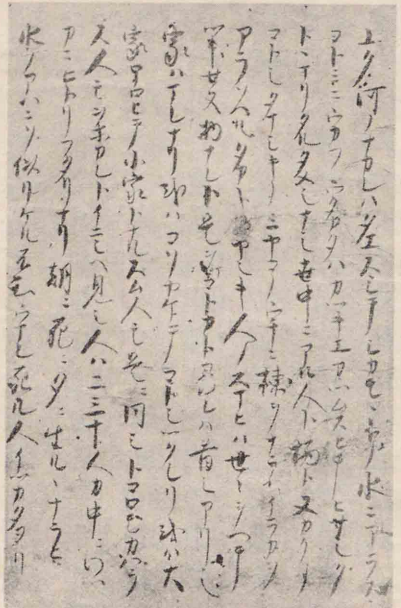
一 社會の本質は社會と個人の關係をはつきりと了解しなければわかりにくいものである。個人が社會の要素であることは誰れしも知るが、社會なくして個人なき理由を會得することは聊かむづかしい。しかし之を會得しなければ社會の本質は擱めない。

共通の目的

……の精神

茲に世を厭うて山中に唯一人住む者があるとしよう。一見その

人は社會なくして生きてゐるやうであるが、實はさうではない。昔、鴨長明は災厄の多い浮世を厭ひ、身の不運を嘆いて、山城の日野山の



方丈記古寫本

奥に隠れてゐた。移轉自由の目的を以て、僅かに車二輛で運び得る小さい方丈の庵を結んで住んだ。この狭い方丈の室で書いたのが、かの有名な方丈記である。長明はかくして自分の厭ふ人間社會と絶縁した

つもりでゐたらしい。併しよくよく考へて見ると、その車も小屋の材料も室内の調度も社會から持つて來たものであつた。如何に山に採り川に漁つた自然の食物を食べてゐたにしても、その料理法は

禽獸的自然人

彼れの厭うた浮世から學んだ料理法であつたらう。方丈記を書き綴つた紙も筆も、さてはその文章も、文章の奥にある思想も、皆彼れの絶縁した浮世から得たものではなかつたか。

二 なほ一つの例を取らう。生れて三四歳の頃に強盜や獸に浚はれて、山の中に捨てられる子供が稀にある。かゝる子供が運よく病氣にならず、山の中で木の實を拾つたり、草の根をたべたりして成長する。勿論人里離れた山の中であるから全く孤立孤獨の生活である。友とするのは猿や兎であるから、人間の言葉を知らない。火で煮た物をたべたことがない。この自然人が世界でごく稀に發見されるが、かやうな者は形態は人であつても事實は眞の人間とは言ひにくい。故に人間といへば必然的に人間の言葉も解し、風習もわきまへてゐて對等に交際できる人を豫想せざるを得ない。

アリストテレスは這般の眞理を道破せんがために次のやうな名

社會精神

社會は個人と  
と死と超越する

言を残してゐる。曰く「社會に生存する不適當なもの、若しくは自ら足れりとして社會を要せざるものは獸ならずば神あるのみ」と。

三 されば個人と社會との不離の關係を切言すると、人なくして社會なく、社會なくして人なしと言ふべきである。しかし、この關係を有形物に於ける部分と全體、例へば瓦と屋根の關係の如きものと速斷してはならない。

人間が社會生活をなすといふのは、心と心とが相結び、共通目的を有ち、共通の精神に統一支配されて、正しく生きることである。この共通の精神は、社會の成員各自により共通なりと認められた場合に、社會精神、或は社會力とも呼ばれるものである。この社會精神こそは社會の本體本質であり、社會の様々の有形的の事柄も皆、この精神の發現である。人間が社會的動物であると言はれるのはこの精神があるがため、これがあるがために同類相集つて協同的に生活を營む

社會的精神  
研究會  
競技會  
共同心  
社會の力  
社會の力  
社會の力  
社會の力

ことが出来るのである。  
 社會精神は超個人的性質を有し、個人の精神行動を支配・規制する力を有つてゐる。風習や法律・道德に權威あり、強制力のあるのは主として社會精神の力である。我等の社會が有つてゐるあらゆる文化の繼承・存續・發展も亦社會精神を俟つて可能となるのである。

社會精神は儼然たる一個の存在ではあるが、しかしそれは各人の心以外、別に客觀的に存在してゐるものではない。各人の心内にある。凡ての精神の地盤となつてゐるのである。社會精神の無いものは眞の個人でもなく眞の人間でもない。人間は單なる孤立的個人ではなく、社會的個人である。故に社會の基礎は我等の外にあるのではなく、我等の心の奥に潜んでゐるのである。

四 我等の肉體が縦に父母・祖父母と遡るにつれて、祖先の數が幾何級數的に増加する。子孫に就ても亦同様である。實に渺たるこ

眞の人格

社會の精神  
 眞の人格  
 眞の個人  
 眞の人間  
 眞の社會  
 眞の文化  
 眞の藝術  
 眞の科學  
 眞の宗教  
 眞の政治  
 眞の法律  
 眞の道德  
 眞の風習  
 眞の習慣  
 眞の生活  
 眞の行動  
 眞の思想  
 眞の感情  
 眞の意志  
 眞の行動  
 眞の思想  
 眞の感情  
 眞の意志

社會の發達

の一身内に無數の祖先と子孫とを包藏してゐると思へば、同民族一體觀に到達せざるを得なくなつてくる。それと同じく我等の精神の内容を仔細にしらべると、社會精神が産み出し、積み來つた文化的財産を以て充たされてゐることがわからう。實に我が一個の精神生活も因果の鎖を辿つて見ると、縦には過去・未來の二世に互り、横には現世界の無量・無數の心と相通じ、相影響しあつてゐることが悟られるのである。

五 思ふに我等人類の最初の社會は夫婦・親子・祖孫・兄弟・伯叔等相集つて、一定の地域に營む血縁的小社會であつたであらう。この血縁的社會を基礎として漸次それが擴大され、又内部に於て分化が行はれ、同時に統一が行はれて、民族社會・氏族社會・家族社會等を形成するに至つたものである。

國家社會は民族社會から發達して自然に成立するのが普通であ





國家社會

見ざる  
生るる  
2000  
孝の精神  
社會精神

えないのも、利益社會の勃興に起因するものであつて明かにその半面の弊害を物語つてゐることは注意すべきである。

八 幸にして國家といふこの複雑無限のあらゆる社會を綜合統一する大社會があつて、その中に包括される諸社會の種々の矛盾や衝突は緩和され制限されるのである。故に國家社會の統一力が薄弱・不完全なる場合には、利益社會の利己的弊害を是正するだけの威力がない。世界各国は孰れも程度の差こそあれ、皆利益社會の弊に悩まされてゐる。それは利益社會の眞精神が忘れられた結果である。即ち利益のみに着眼して社會精神を忘れてゐるからである。凡そ社會と名のつく以上は利益に於ても協同といふことが必ず伴なつてゐる筈である。それ故に我等は社會の起原であり、特色である協同的・沒我的・情誼的の精神を、大いに振起せねばならない時代に遭遇してゐることを自覺せねばならぬ。

しかし、大家族的國家としての我が國に於ては、協同社會的長所・美點が維持されてゐる。我が國は實に祖先を崇敬し、子孫を愛撫し、至純・至誠をもつて結合する親子の關係を本位とする國家であり社會である。これは個人主義的色彩の濃厚なる西洋諸國に見られない特色であつて、言はば一心一體の國家社會なのである。

かかる國家社會こそ利益社會の矛盾・衝突を統制し、幾多の弊害を除去し、健全幸福なる社會生活を可能ならしむるに最も適したものである。

第五課 團體と協同

一 前にも述べた如く人間は社會に生れ社會に生き社會を離れては人たる意義を失ふものである。かくて人類は團體生活により協同・分業により相助け相補ひ一人では到底できぬことをなし遂げ

團體生活の  
適不適によ  
りて

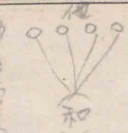
ながら現在の如き文化を作るに至つたのである。されば民族も國家もあらゆる種類の社會團體もそれに屬する人々が團體生活に對して適か不適か、巧か拙かの相違によつて進歩か衰亡かが決せられるものである。若し或る國民が團體生活に適應しない缺點を多く持つてゐるならば、その國家は早晚滅亡するにちがひない。然らば團體生活に最も必要な性質とはなんであるか。それは和合協同の精神である。

二 團體はその形態が大きければ大きいほど發達すればするほど組織的とならざるを得ない。組織とは整然たる秩序統一ある組立てのことである。そこには分業が行はれて或る者は命令し、或る者は計畫し、或る者はその部面々々に於てこれを實行する。仕事の種類や地位や待遇はそれ／＼違つてゐても何れも共同目的を意識し、その目的のために一致協力せねばならぬ。共同目的を忘れ私利

共同目的に  
一致協力  
共同の意義  
社会の成り  
共同の目的  
をいふ事  
は  
了事

和合精神

和合の信  
和合の信  
二人の間に  
和合の信  
和合の信



私情に従ふやうなことではその團體は十分に團體としての作用を發揮出来ない。されば團體生活に利己心は大敵である。「大の蟲を活して小の蟲を殺す」精神が必要である。我意を張り感情に走り、嫉妬猜疑するが如きは禁物である。飽くまで私情私利を抑へて全體のためを圖らねばならぬ。

三 之を要するに團體生活に必要な種々の心がけは和合の精神である。一人對一人の生活に於てさへ和合の心がなければ親しみ交ふことは出来ない。團體生活に於ては尙更である。家族的國家たる我が國の國民性として和合の精神は最も著しいものである。肇國以來の君臣和合の歴史に見よ。異民族をも包容・同化したのも和合の精神が強かつたが爲に外ならないではないか。聖徳太子の憲法十七條中の劈頭第一に「以和爲貴」と書かれてあるのを見ても古來和が如何に重んぜられたかを察するに足らう。和

和言を以て  
和言を以て  
和言を以て  
和言を以て  
和言を以て  
和言を以て  
和言を以て  
和言を以て  
和言を以て  
和言を以て

と言つても妥協<sup>うきあ</sup>苟合<sup>こうごう</sup>の和ではない。眞に理解しあひ尊敬しあふ所の和である。無差別平等の和ではない。各自が特性を發揮しながら切磋しながら共同目的に對して和する和合であつて、これは大和<sup>たいわ</sup>とも言ふべきだらう。

沒我精神

他は之を  
日本に  
横故は  
無我

四 大和の精神ある者は團體的事業に於てたとひ著大の功績があつても之を誇る様なことは絶對になく、功績があればそれを團體全體に歸するのが常である。團體的事業の成功せぬ原因の多くは功は己れに歸し、罪は他に歸する人がその團體内に多いからである。古來拔駟<sup>はつが</sup>の功名にあせる者の爲に全軍の足並を亂し、戦に不利を來した例は人のよく知るところである。團體生活に拔駟の功名を求めることの不可なるは戦時平時の區別はない。自分の功名心を抑へて、縁の下の力持に甘んずる心がなくてはならぬ。大和の精神は即ちこの沒我の心である。

立派な事業をなしつつある世の多くの團體は皆、無名の人物が自分<sup>が</sup>といふ我を出さず、縁の下の力持に甘んじて黙々として團體の目的に向つて努力してくれた結果に外ならない。

しかし功名心に燃えやすい年少氣銳の青年・少年にとつては、縁の下の力持に甘んじて黙々としてその本分を盡すといふことはなかなか實行しにくいところである。何となれば、縁の下の力持に甘んずるといふことは、縁の下の筭に終ることの如く思はれるからである。この二つの譬はよく似てゐるやうで實は甚だしい相違のあることをさとらねばならぬ。孔子も、君子とは人に知られなくても、慍<sup>いん</sup>らぬ人のことだと言つた。國家・團體は大和沒我の君子の集りによつて始めて理想的に發達し得るものである。

五 共同的事業には動もすれば共同の大きな勢力が悪用される虞<sup>おそれ</sup>がある。これがために世の治安を害し、秩序を亂るが如きことも

人不知而不  
慍不亦君子  
乎。論語

附和雷同の  
害

判断力

我等の覺悟  
小異を捨て、  
大同につく

往々にしてある。それは主として附和雷同の結果である。附和雷同は思慮を缺いた輕佻浮薄な小人の常であつて古來君子たる者の大いに恥とした所であつた。我等は常に理を理としてこれを固守し、非は飽くまで非としてこれを排斥するだけの勇氣がなくてはならぬ。

六 國家は團體社會中の最も複雑にして最も組織的な大團體である。それ故に沒我大和の必要も亦國家に於てその絶頂に達するものである。幸なことに我が國には沒我大和の精神が傳來されてゐる。故に我等は輕薄な個人主義や利己主義に捉はれることなく、大いに祖先傳來の精神を復活せしめて祖國のために盡すべきである。

我等は先づ學校生活を始めとしその他の團體生活に於ても常にこの精神を發揮するやうに心懸けねばならぬ。

明治天皇御製

もろともにしたすけかはしてむつびあふ

友ぞ世にたつ力なるべき。

### 第六課 秩序

一 團體はその大小を問はずそれ相應の組織を要し、その組織によつて全體が有機的の關係を保ち、その使命を果し行くものである。即ち上に全體を統率する首長があり、その下にそれ／＼部を分つて部長があり、そのまた下に職務を小分し、團體が大きく組織が複雑になればなるほど分業は細かくなつて行くものである。このやうに各人がそれ／＼の仕事に分擔し上下左右の關係を保つて一絲も亂れないことを團體の秩序といふのである。

團體と組織と秩序

宇宙の秩序  
日月の運行  
春夏秋冬の  
循環

首長  
部長  
職務分擔

國家は實に最大最複雑最完全なる社會的組織である。従つて最も嚴正なる秩序を要する團體である。これを要するに學校も會社も官廳も軍隊も、苟くも社會組織のある所には必ず秩序がなくてはならぬ。組織は即ち秩序ともいふべきもので、秩序がなければ組織は意味をなさないのである。

又、組織的、團體的でなくとも、すべて人間の共同生活には相當の秩序が必要である。道路を歩行するにさへ左側通行の秩序を要するではないか。公德や禮儀の大部分は、一般社會生活の秩序を保たんがためのものである。

二 秩序が團體生活、共同生活に於て、いかに必要であるかをたしかめるには一旦秩序を失つた場合を想像すればよい。人間の大群集をなす所で、警官の指揮もなく人々に公德心も禮儀もなく勝手氣儘に振舞つたなら、そこは忽ち修羅場と化するであらう。學校でも

秩序の必要を知るには

秩序の維持には

一度秩序を失つたら、そこはもはや道を學び學を修める場所ではなく單なる集會場となるであらう。まして内亂或は外敵襲來のために國家がその秩序を失つた場合の慘憺たる有様を想像してみたならば思ひ半に過ぎるものがあらう。

三 一般に秩序の維持は國家の權力、法律の力に待つことが大ではあるが、これを遵奉すべき一般人が遵法の精神薄く秩序尊重の念に乏しい時はその効果は舉らない。國家の權力や法律の力の外に不言のうち我等を律するものは道德である。殊に法律的制裁の餘り及ばぬ團體生活や社會生活に於ては、秩序の維持は各人の秩序尊重の道德的精神によるほかはない。それ故に各人一般が秩序を重んずる道德心があつてこそ、始めて秩序を亂す者に向つて社會的制裁が加へ得られるのである。

随つて一般社會の安寧、秩序を維持し、かつ増進するためにはその

一身の生活にも秩序を要す

分るに自己の本心を守る。而も他を憐れむ。相扶けり。道を行ふ。

社會に屬する人々の道德心が強く、醇厚なる美風が行はれてゐることが最も大切な條件となるものである。

四 秩序は公共團體の生活に必要であることは前述の通りであるが、一家・一身の生活に於ては更に大切である。各人は社會の成員としての根本單位であるから、秩序は寧ろ各人が嚴守することにその第一歩を置くものと見るべきである。己れ一人の不整頓・不規則の習慣のために家人を悩ませ、同時に自分自身にとつても不便・不利を來した經驗は多少の差こそあれ誰れしも胸に覺えがある筈である。

道は近きにある。先づ己れの脚下のことから秩序あらしむべきであつて、一家より一校へ、社會より國家へと、推し擴げて秩序の維持・増進に努力することが肝要である。

○

無秩序は崩壊なり、死なり。(カーライル)

### 第七課 責任

責任

責任とは

一 團體生活に秩序が維持され、その共同目的が着々遂行されて行くには各人の責任觀念が強くななくてはならぬ。

責任とは我が身に引きうけて必ず果さねばならぬ務めを言ふのであつて、職務のみでなく、依頼されたことと雖も一旦引受けた以上はそこに責任が生ずるのである。責任を必ず果さうとする心を責任觀念といふ。責任觀念には自己の行爲の結果について責を負ふ覺悟をも含んでゐる。即ちもし自分のしたことの結果が他人に損害を與へた場合には何等かの方法で必ずこれを償はねばならぬことを豫め覺悟することである。

故に責任觀念には、單に責任の意味を知るだけでなく、その重大な

ることを感じ、これを遂行しようとの強い意志の力を含んでゐるのであつて、別に責任感とも言はれてゐるのである。

幼兒白痴は朝に約束した事を夕に忘れてしまつても誰れもこれを責めようとはしない。少年の過失はそれが世人に如何ほど多大の損害を與へたにしても法律は決してこれを罰しない。これは白痴少年の行爲に責任を認めてゐないからである。

二 實に責任感の有無が大人と小兒のけじめである。然るに世には四十歳、五十歳の年輩の者で俗に所謂分別盛り、働き盛り、男盛りと言はれる年輩の人に責任感の薄い人が往々ある。かかる人々は肉體の年齢は長けてゐるが精神年齢に於ては憐むべき幼兒と言はねばならぬ。之に反して十五、六歳の少年にして既に責任感をしつかり持つてゐる者がある。それは年こそ若けれ、心は既に堂々たる成人である。古來人物の偉大なると否とはこの精神年齢の發達如

無責任感の有

社會の連帶  
關係と責任

何にあつたものである。試みに歴史に盛名を馳せてゐる偉人の生涯をしらべて見ると、何れも責任觀念に嚴肅であつたことが共通せる特異點であつた。換言すれば精神年齢の發達が非凡であつたのである。實に責任感の深淺は人格の高下を量る尺度と言つてよい。頼み甲斐のある人とは責任感の強い人のことである。論語に所謂六尺の孤を託すべく、百里の命を寄すべき人とは責任感の深い大人物をさしたものである。加藤清正が秀吉の遺孤秀頼に寄せた苦心は秀吉に對する遺臣としての負ふべき責任感であつた。

三 團體生活は分業組織による有機的關係のもとに行はれるものであることはさきに説いた。實に現代文明國の社會はすべてを擧げて一つの有機的相互秩序の生活をなしてゐると言つてよい。これを社會連帶の語を以て説明する學者もある。それは恰も多くの精巧な機械を組合せた一大工場の如きものである。部分的の機

械が各故障なく缺點なく運轉しなければ、工場全體はうまく經營されぬ。もし一箇所でも不完全な部分があると、工場全體が運轉しないから、休まなければならぬ。一箇所の故障が全體の休止原因となる。船艦の如きは一部分の破損で、沈没してしまふことさへあるではないか。同様に社會組織の一部分に故障が生ずると、それが直接間接全部面に波及するものである。之を思へば社會人として職務を有つ各人は單にその所屬團體のためのみではなく、社會國家に對しても責任を負うてゐることを思はねばならぬ。

四 試みに社會國家にとつて重要な仕事を分擔してゐる人が無責任である場合を想像して見よ。電車、汽車を運轉させてゐる人がその重大なる責任を忘れたらどうであらう。踏切番の一朝の無責任が流血の慘事となつた例は往々にして聞くところではないか。建築師や請負師の無責任が家屋倒壊の慘害となり易く、銀行や

## 無責任の害

## 責任と我が國民性

會社の重役の無責任が數千人、數萬人に迷惑を及ぼした例も少くない。恐るべきは社會國家の重要機關を動かしてゐる人々の無責任である。

五 忠誠の心のあつた國民性を有つ我が國民は古來責任といふ言葉こそ用ひてゐないが、己れの本分を守るには生命をもかけたほど責任感の強い國民であつた。この氣質が武士道に流れ入つて武士道の中心精神と言はれるほどに發達した。然諾<sup>ぜんだく</sup>を重んずる武士の心意氣は「武士に二言なし」との諺さへ生じたではないか。

我等は皇國の軍人の責任感の強烈なのに感謝せざるを得ない。日清、日露兩役にあらはれた美談の多くはこの武士道の精神によるもので、大抵責任感を中心としたものである。かの旅順港口の閉塞に於ける廣瀨中佐の壯烈な行爲といひ、明治四十三年第六潜水艇が沈没した時の艇長佐久間大尉の悲壯な最期といひ、何れも沈着、勇敢



## 我等の責任

にして責任を果す爲に異常な努力をしたことについては、今日もなほ我々をして肺腑に迫る感激を覚えしめるものがある。

六 實業に従事する者の最も重視すべき事の一つは顧客の「信用」である。その信用なるものは店主・店員・社主・社員等の責任感の厚薄によつて上下するものである。被傭者が重用され地位の昇進するにも雇主の信用から來るのである。その信用も仕事に對する責任感の強い事から得られるのである。

修學中の我等にはまだ職務上の責任はないが、道德上の責任は既に無數にある。將來社會に出て重大なる種々の責任を立派に果し行ける人は、必ず少年時代から家庭で或は學校で果さねばならぬ多くの責任を忠實に果し行く人に相違ない。

吉良平治郎は大正十一年一月十九日の夜ふけ、北海道釧路郵便局から昆布森郵便局への郵便物遞送に従事し、折からの荒天を冒して出發した。兩

局の間は四里ばかりの道であるが、途中で天候が一層險惡となり、遂に暴風雪となつた。雪には慣れてゐる平治郎もさすがにこの吹雪には困つたが、公の職務を思つて背負つた郵便行囊に降りかかる雪を打拂ひ、進んで行つた。

平治郎が釧路から約三里を距てた字宿徳内に通ずる坂路にさしかかつた頃には、暴風雪はいよゝゝ烈しくなり、行く手は見えず、荷物は重し、その上襲つて來る飢と身を切るやうな寒さに耐へかねて雪の中によろめき倒れた。しかし郵便物の大切であることを思ふと、又勇氣を振つて起上り、僅かに寒さを防いでゐたズツクの外套をぬいで、郵便物がぬれないやうに行囊を包み、さうして帶を裂いてその上をしつかりとくくつた。更に唯一の力としてたづさへて來た竹の杖を傍に立て、先端に手拭を結んで目じるしとした。それから救助を求めようとして、坂下の人家のある方を指して、深い雪の中を歩き出した。しかしものの一町も進まない中に、吹雪は全く彼を埋めてしまつた。

平治郎の行方不明の報が傳はると、附近の青年團員は、郵便局や警察署の人々を助け、手を分けて搜索に従事した。さうして深さ胸に達する積雪を踏分けて、非常な骨折の末、平治郎が目じるしとして置いた竹の杖によつて、雪に蔽はれた行囊を先づ發見し、次いで凍死してゐた平治郎を發見することが出来た。局員が行囊を調べて見ると、少しも異状なく、檢視に來た人も、青年團員も、平治郎が郵便物を大切にし細心の注意を拂つた跡をありくと認めて、その職責を重んずる精神の厚いのに感激しない者はなかつた。

(高等小學修身書に據る)

明治天皇御製

よの中はたかきいやしきほどくくに  
身を盡すこそつとめなりけれ。

第八課 職業

職業の私的  
意義と公的  
意義

一 「一人前」とは、一定の職業を持つ人と異語同義と思はれるほど、職業と成人とは引離しにくい二つの觀念である。人は成人すれば、早晚自己の力によつて、自分や自分の家族を養はねばならぬ。そのため何かの職業を必要とすることは三尺の童兒と雖も承知してゐる。しかし職業を以て單に生活費を稼ぎ、自家の生存發展を圖るための方便とのみ考へるが如きは、淺はかな俗見に過ぎない。勿論職業にかやうな目的、動機の存することは否みがたいが、それは職業の私的意義である。他の一面には公的意義の存することを知らねばならぬ。我等は既に社會の性質、社會と個人との關係、現代の發達せる分業的社會、密接不離の連帶的社會の性質について學んで來たのだから、職業が社會國家に對して如何に重大なる公的意義を有する

職業と人格  
向上

かは、多くの説明を俟たずして了解されることである。實に職業は公的方面よりいふ時は、社會國家の維持發展の必須條件であり、従つて國民としての義務である。同時に時間的には我等の先人達へ、空間的には廣く同胞達への報恩的行爲である。従つて無爲徒食の生活が罪惡であることは言ふまでもない。

職業と人格  
向上

二 職業にかくの如く公的意義の儼存することを十分會得する時は、職業に對して嚴肅なる態度にならざるを得ないであらう。思ふに成人の日常道德の大部分は職業を通じて行はれる。忠といひ孝といひ、その他百般の道德は皆忠實なる職業的活動の中に實現されるものである。人の人たる所以、國民の國民たる所以はここに最もよく發揮されるものである。換言すれば成人の存在と價値とは、その人の従事する職業によつて認められるのが常である。人は己れの職業に身も魂も打込むことによつて、その人格は鍛鍊

職業の貴賤  
徳一人格

せられ、純化されて行く。かの一技一業に通達してゐる名工老農等に、如何に尊敬に値すべき人物が多いかを思へば、職業は實に人格の向上に缺くべからざるものであることが分る。かかる境地に到り得た人は、職業の私的意義と公的意義を融合一致せしめた人である。

職業の貴賤

三 今の世には動もすれば事物の價値が金錢に換算され、黄金萬能の思想が跋扈する傾向がある。この場合職業は利益獲得の方便とのみ見られ易く、その收入、儲けの多少によつて職業の價値が測られがちである。知識を要する仕事は尊ばれ、手足を勞する職業は卑まれ易い。「職業に貴賤なし」とはかかる俗見を打破せんがための格言であつて、動かしがたい眞理を含んでゐる。併し今日存在する諸の職業を一々具體的に點檢する時は、たとひ法律的には是認されてゐるものでも、道義の眼からは貴賤の差なきを得ない。かの放蕩兒等に利便・快樂を供給するが如き卑賤な職業と、糞土にまみれ粗衣

二種一學一平

他  
の  
業  
は  
衆  
に  
見  
ゆ  
る  
も  
う  
そ  
り  
も  
あ  
ら  
ず

粗食に甘んじて孜々營々と田圃に働く農夫の仕事との間に貴賤の別はないか。我等國家を思ひ、同胞の幸福を念とするものは、たとひ法律が認むる職業たりとも、我が良心に羞恥を覺ゆるが如き職業は、いかに収入多くとも斷乎として斥け得るだけの道德的勇氣を持ちたいものである。

生活難求職難の隨所に叫ばれる現代にあつては、殊にこの勇氣を必要とする。餓ゑたる者は食を擇ばずとは無恥無教育の人々にとつては免れがたい。しかし我等は渴しても盜泉の水は飲ままい。収入少くとも社會國家にとつて意義深き職業を貴しとして、それを擇びそれに安んじ得る人となりたものである。

四 職業に嚴肅なる公的意義あることを悟り、しかも自己の性質・才能・趣味に適した職業を選びあてて、それに没頭し得られる人は社會人として幸福な人である。若し不幸にして自己に適せぬ職業に

職業選擇と  
祖業繼承

一生を終るやうなことがあるれば、自分にとつて不幸であるばかりでなく、社會にとつても一損失と言はねばならぬ。故に職業の選擇は幸不幸の分れ目であり、人生の岐路であるから慎重に考慮することを要する。

地方や家の情況によつては、次男三男などは家を出でて自己の思ふままの職業に従事するのもよいが、家を相續する長男は父祖が精神を打込んだ家業を繼承し、益その發展を圖ることが望ましい。初めは祖先以來の職業には不得手であり、左程興味を有たないものでも、辛抱して働いてゐる間に、漸次上達し、興味も湧いて來る場合が多いものである。自己の虚榮心や世の風潮などに捉はれることなく、父祖の生命の表現ともいふべき、その業務を尊重するやうにありたいものである。

我が國で僧侶醫師畫家農工商など代々世襲する家は多いが、學者には世

佐藤信淵



斐の家は多くない。佐藤家はその珍らしい家の一である。佐藤家は源義經の忠臣佐藤繼信の子孫である。信邦に至り、關ヶ原の戦に徳川氏に従はなかつたので、領地を沒收せられたから、出羽に移り、天文地理、農作物産を研究し、諸國を遊歴して、國土經緯論を著した。その子信榮も亦天文物理の學を好み、諸國を巡遊し、開物新書物等を著した。その子信景も家學を繼ぎ、農作物産の學より國民經濟の學まで研究した。信景の子信季も亦家學を承けて、諸國を巡遊し、水利土木農耕を説いた。信季の子が有名な信淵である。父が死んだ時は、年十六であつたが、遺命により、江戸に出て、宇田川槐園について本草及び蘭學を研究し、それより諸國を巡つて地理、水土を研究した。後に大阪に出て、兵學を學び、江戸に歸つて、遠州加納侯に仕へ、醫を業としつつ、漢學を學んだが、その後致仕して、上總國大豆谷に潜

農事ノ意

居して専ら農事を研究すること七八年、江戸に出て醫を業とした。後阿波藩の家老に仕へたが、久しからずしてまた大豆谷に歸り、多年農事を専心に講究して、祖先以來五代の家業を大成し、經濟要録その他多くの著書を遺した。江戸時代の農學は實に信淵によつてその頂點に達したのである。

明治天皇御製

世の中にひとりたつまでをさめえし

業こそ人のたからなりけれ。

まごころをこめてならひし業のみは

年を経れどもわすれざりけり。

第九課 勤勞精神と二宮尊徳

一 音もなく香もなく常に天地は

天地の活動

一月から

2535 勤勞精神

分給 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025

書かざる經をくりかへすなり。(二宮尊徳)

古來、哲人・聖者は無字の書、天地・宇宙を心讀して、そこから幾多の教訓・哲理を擷み得てゐる。「天何をか言はんや、四時行はれ、百物生ず」とは孔子の天地を讀んだ一感想である。天地到るところ、生々不息の活動がある。自然は活動によつて常に富み常に完い。活動は自然の大法である。だから「天行健なり。君子は自彊息まず」と「易」の作者は數千年の昔既に勤勞の精神を説いた。

二 實に活動は天地・人生を貫いてゐる嚴肅な事實である。しかし人間以外の生物の活動は本能に促され導かれての活動に過ぎぬ。唯人間だけはその要求と、これを充すための行動との間に思慮を加へ、反省し考察して、意識的・計畫的に、體力・心力をつくして働き得るものである。人の働きを勞働といふ場合は、主として筋肉勞働と解され易いが、精神勞働と筋肉勞働とは嚴密に區別しがたい。兩者は常

勤勞は人間  
の特徴

勤勞  
私に

勤勞  
私に

に交錯協力してゐるものである。之を勞作又は勤勞といふときは、精神・筋肉兩者を併せての働きを意味してゐる。

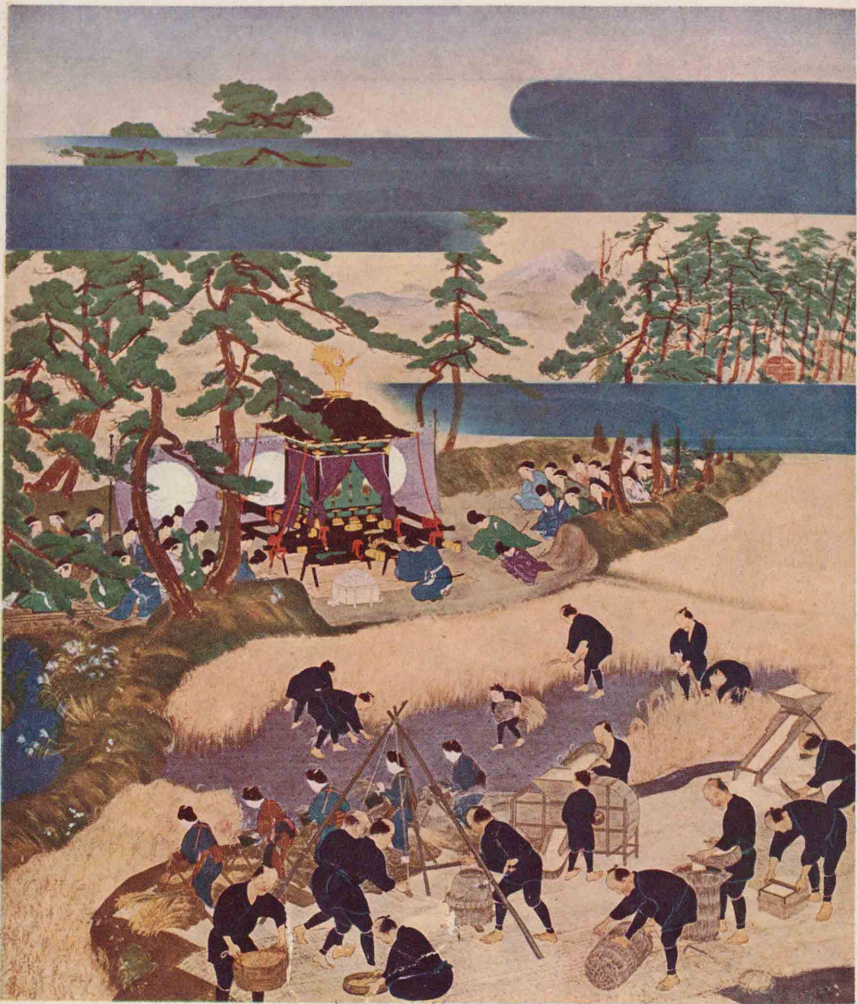
思へ、我等の今所有してゐる無量無數有形無形の文化財・經濟財は、皆人間の勤勞・勞作によつて創り出され蓄積されたものではないか。もし我等人類が勞作・勤勞の生活を止めたとしたら、我等の社會は一朝にして野蠻・原始の社會へ逆戻りするであらう。過去に榮えた民族・國家にも、勤勞の精神を喪失したために、衰退・滅亡の悲運を招いた例は古今東西の歴史に徴して明かである。實に勤勞精神の強弱は一國・一家・一人の盛衰・興亡に關する一大事である。だから古來、勤勉・努力を勵まし、怠惰・安逸を戒めた教訓・格言・俚諺は無數にある。しかし悲しいことには、人性の一面には安逸を欲し遊惰に墮ち易い傾向がある。それは勤勞には必ず多少の苦痛が伴なふ。殊に肉體的勞働にはそれが感ぜられ易く、又他所目にもさう見える。随つて嫌

尊徳の偉業

はれがちであり、そのうへ社會的に地位の低いものが専ら之に當るものだとの聯想から、勞働賤視の弊風が今もなほ往々見受けられるが、しかし、兩者に貴賤の別はない。科學の粹を萃めた現代の大工業を見よ、大建築を見よ、運河、鐵橋、隧道等々の建設に、いかにすぐれた頭腦とはげしい勞働との密接なる結合が行はれてゐるか。決して一を揚げて他を貶すべきではない。

勞作は人間の至誠心が實行として現れたものである。靈が肉をとほして自らを表現しようとする具體的活動である。故に勞作するに際して苦痛があつてもそれを克服し得た時は、そこには嚴肅な歡喜をさへ覺えるものである。

三 勞作、勤勞の尊貴なる所以を身を以て説いた偉人は誰かと問はれたならば、諸君は必ず二宮尊徳と答へるに躊躇ちゅうちゆしないであらう。勤勞に生れ、勤勞に育ち、勤勞の中に逝いた二宮尊徳こそは勤勞の權



農民收穫御覽 (九 勤勞精神と二宮尊徳) 聖徳記念繪畫館畫

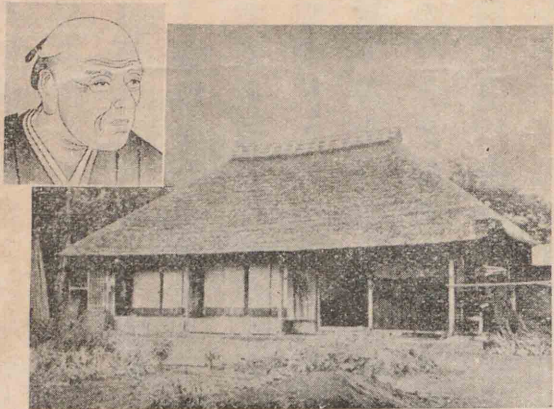
尊徳及び誕生の家

化であり、活模範であつた。

尊徳の盡瘁ツツスされた諸事業の多くは、今の言葉でいへば幕末諸藩の

赤字財政の改革救済であつた。尊徳はいふ。「我が道は荒蕪を開くを以て勤とす。

而して荒蕪に數種あり。田畑實に荒れたる荒蕪あり。資産あり金力ありて、國家の爲をなさず、徒らに驕奢に耽り、財産を費すあり。國家にとつて最も大なる荒蕪なり。又智あり才ありて、學問もせず、國家の爲も思はず、琴棋書畫などを弄して生涯を送るあり。世の爲最も惜しむべき荒蕪なり。又身體強壯にして業を勤めず、怠惰博奕に日を送るあり。是亦自他の爲に荒蕪なり。この數種の荒蕪の内、心





田荒蕪の損害、國家の爲に大なり。次に田畑、山林の荒蕪なり。皆勤めて起さずばあるべからず。この數種の荒蕪を起して、悉く國家の爲に供するを以て我が道の勤とす。國家社會の爲に荒蕪を開拓することを以て我が道の目的なりと喝破し、心田荒蕪の救済に言及するに至る。果然、尊徳は社會政策家たると同時に大なる社會教育者であつた。しかも、尊徳はありふれた机上の論客ではなく、簿書堆裡の役人でもなく、脚を親しく現地につけ、身を勞し、心を焦し、その主義立論を實行して垂範した一世の大導師であつた。それ故に當時の社會を救済し得たのみでなく、今もなほその徳澤と、感化とは最も深く我等を感動せしめつつある。

四 尊徳の事業の背景には、正々堂々たる主義があり、方法がある。それを天地の功德に報ゆるとの意味で報徳の教と稱し、至誠勤勞分度推讓の四大綱に分つて説明してゐる。

報徳教の要領

至誠はその教の根本原理である。私慾私心をはなれ虚妄に捉はれることなく、眞劍の態度を以て正しいことを實行し、又は實行せんとする熱意のある至誠心は、實に人の本性であるべき筈である。尊徳は「至誠即神である」となし、人間の中に神性のあることを信じてゐた。勤勞は實にこの至誠心の實行である。

「夫れ我が道は至誠と實行となるが故に、米・麥・蔬菜・瓜・茄子にても、蘭・菊にても皆これを繁榮せしむるなり。たとひ知謀孔明を欺き、辯舌蘇張を欺くといへども、辯舌を振つて草木を榮えしむることは出來ざるべし。」(二宮翁夜話)

眞の至誠は實行的勤勞を起し、人は勤勞によつて初めて人らしき生活を營むことが出来る。「富を見て直ちにこれを得ようとする者は、泥棒や鳥獸と同じである。人間である以上は先づ勤勞して然る後に之を得べきである。」と教へてゐる。勤勞は單に自己一身の爲に

するに止らず、進んで國家社會のために奉仕すべきである。次に掲ぐる尊徳の歌は實にその至誠から出た獻身奉仕の念願を意味してある。

かりの身を元のあるじに貸渡し

民安かれと願ふこの身ぞ。(二宮翁夜話)

「もとのあるじ」とは天をいふのである。

勤の徳と相表裏する儉の徳の修養方法について説明したのが分度であり、勤儉をもつて生産し、蓄積したものの或る部分を、同時に後代の人々に奉仕的に施し與へるか譲り遺すのが推譲である。

「夫れ分限を守らざれば、千萬石といへども不足なり。一度過分の誤を悟りて分度を守らば、有餘おのづから有りて、人を救ふに餘あらん。夫れ湯船は大人は屈んで肩につき、小人は立ちて肩につくを中庸とす。百石の者は五十石に屈んで五十石の有餘を譲り、

千石の者は五百石に屈んで五百石の有餘を譲る。これを中庸といふべし。若し一郷の内一人この道を踏む者あらば、人々皆分を越ゆるの誤を悟らん。人々皆この誤を悟り、分度を守りて、克く譲らば一郷富榮にして和順なること疑ひなし。(二宮翁夜話)

尊徳は實にこの四大綱の教を實行した人である。否、尊徳の努力實行が自然にこの四大綱の教となり、信條となつたのである。尊徳の傳記に對すると、世人の誰れもが知つてゐる通り、その幼時に於て嘗めた艱難と苦學と、祖先の家を再興した辛勞を、涙なしにこれを讀過することが出来ない。尊徳は自ら家運を復興したばかりでなく、小田原侯の家老服部氏の家計を全く奉仕的に整理したことを初めとし、終生興國安民のことに當り、その偉業は眞に千載に亙つて朽ちざるものである。

明治天皇御製

里とほき山田のさ苗うゑはて

かへる月夜やすししかるらむ。

第十課 公益と世務

*世の中のをなすは*

角倉了以の功

一 京都の西に嵐山といふ名勝地がある。それを流れる保津川は丹波の國から嵐山につづく山脈を横斷して山城の國に入るのである。深い谷底には忽ちにして奇岩が亂立し、忽ちにして深淵があるといふ有様であるから、昔はやつと筏が通じ得るぐらゐであつて、とても船を通はすことが出来なかつた。それで丹波から山城へ物を運ぶには、どうしても牛馬の背に荷物を積んで山を越さねばならなかつた。江戸時代の始、京都の人角倉了以が備中和計川の上流の急湍で小舟をあやつつてゐるのを見て、いかなる川にも舟を通じ得

角倉了以



べきことを知り、保津川にも利用しようと思ひ立ち、先づ幕府の許可を得て、慶長十年三月より業を始め八月に竣功した。先づ多くの工夫を集め、動かし得る石は、輻輳の綱でこれを引いて岸へ寄せ、水中にある石は、その上に櫓を組み、太い長い鐵鎚の先の尖つてゐるのを櫓の上から落してこれを碎き、水面上に出てる石は、烈火で焼いて碎いた。また、河幅が廣く水が浅い所は、流れの兩側に石を疊んで、河幅を狭く水を深くし、瀑になつてゐるところは、瀑の上を碎いて平かにしたりして、漸く吃水の浅い船を通はすことが出来た。今は汽車が通じてゐるので、保津川を上下する船の價値も大いに減じたが、江戸時代の長い

間、了以の交通に及ぼした功は非常なものであつた。我々が今日便益を受けてゐる文明の利器の發明や、從來廢物となつてゐた物を有用ならしめた工夫は、大抵かういふ先覺者の苦心の經營になるものである。

ノーベルの  
素志

ノーベル  
一八三二—  
一八九六年

二 かかる苦心を重ねた先覺者は、時として十數年、數十年も研究に腐心し、その爲に財産を使ひ果し、自らも負傷したり、妻子を犠牲に陥らせたことも稀ではない。ノーベルはスウェーデンの首府ストックホルムに生れた。戦争の慘禍を歎き、永遠の平和をこの世界に實現したいと考へた。それには如何に堅固なる軍艦でも要塞でも破壊して、之を無効ならしめる強烈な爆裂薬を發明したら、列國は武備を撤廢するであらうと信じて、その發明に専心努力した。その間に二人の愛嬢はこの發明の犠牲となつてこの世を去つた。その上彼れ自身も負傷した。しかしかかる悲惨な運命の中に志をくじか

公益を廣む

ず、研究を續けて、恐るべき威力を有する爆裂薬を數種發明することが出來た。

三 角倉了以の公益事業やノーベルの大發明でなくても、公衆の益となることは、工夫次第で我々にも出來ることが多い。例へば道が小川でとぎれて、しかも橋の架けてない所へ橋をかけたら、人の往來にどの位便利かわからぬ。分れ道の道しるべは毎日多數の人がその恩を蒙る。路傍に下駄の鼻緒になる紐と、それを切る鋏を備付けて、下駄の鼻緒が切れて困つてゐる人の使用に供したり、町や村の大きく詳しい地圖を作つて、町村の入口に掲げたり、人の多く通る路の傍に時計を掲げたりすることも、通行人に多大の便益を與へる。やや大にしては學校を建て、圖書館を設け、講習會を開くことも、産業組合を組織することも、みな世の爲には大なる貢獻である。

世務を開く

四 公衆一般の利益を圖るのみならず、世間有用の業務を興して

自他相互に利益・便利を交換することも、世の中の進歩・幸福を増すことが頗る多いものである。例へば良書を出版したり、電車・汽車・汽船の會社を創立したりするのは世務を開く適例である。しかし有益な品を賣る商店を開いても、暴利を貪つたり、實物と違ふやうな餘り誇大な廣告をして、世人を詐つたりするなどは世務を開くとは言へない。

少しでも社會の爲に

五 公益を圖るのは直接知り合はない一般公衆の爲にするものであるから、努力したところが、謝禮も報酬も貰はないことが多い。あたかも縁の下の力持のやうではあるが、我々は社會から廣大なる恩恵を受けてゐるのであるから、公益の爲に多大の金錢・勞力を投げ出して、その恩恵に比すれば尙、極めて少い奉仕である。世務を開くことは、世人に奉仕するのみならず、自分も直接目に見えて利益を得てゐるのであるから、暴利を求めると如きは極めて不埒な行と言

祖先の公益事業と國民性

はねばならぬ。世の爲に盡して社會がすこしでも幸福をうけ進歩を得、安寧となるならば、公益を圖らうとする我々の志はいくらか達せられたと言つてよい。

六 前に述べた角倉了以の保津川開鑿や金原明善の天龍川の開鑿を始めとして我が國には河川・橋梁・堤防に關する公益事業の美談は無數にある。又、山陰から青森縣にかけて海濱の砂防工事にとれほど多くの美談が残つてゐるか。沼澤地や入海の開墾事業にも幾多の仁人の足跡が遺されてゐる。全國到る所に何々新田の地名があるのは大抵有名無名の仁者の膏汗がそそがれたからである。我が國は仁慈を旨としたまへる皇室を中心として發達した國であるから、國民も慈善・公益を重んずる心が深い。それにはまた佛教の慈悲の精神、布施の行が大いに影響してゐるのである。弘法大師行基菩薩の公益事業の跡は今なほ所々に見られるのである。

世務を開きし偉人達

七 我が國の各地方に名産名物と言はれる地方特産物の多くはその起原發達の歴史をしらべると必ずそこに有名無名の元祖や中興の祖があつて苦心慘憺の結果今日あるを得たことが知られるのである。加藤四郎左衛門の瀬戸町の陶業に於けるを始めとして、世務を開き公益を廣めた偉人の名が我等の頭に續々と思ひ浮ぶであらう。

我等の覺悟

八 我等も他日社會に出た時、ただ己れ一個の生活のために職業に従事するが如きに甘んぜず、餘力あらば進んで公益世務の廣開につとめ、國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トに貢獻し得る人となりたいものではないか。國民精神作興の詔書にも「出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ」と仰せられて教育勅語の「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」を重ねて力説したまうてある。「一國一家」の皇國の民たる我等が力量に應じて同胞のために公利公益をはか

るのは當然の務めである。

明治天皇の御製

おのが身はかへりみずして人のため

盡すぞひとの務なりける。

### 第十一課 海外發展

進取的國民性

一 我が國土が大陸を控へた島國であることが、我が國の發展に與つて力のあつたことは縷説を要しない。

由來海國の民族は積極進取の氣象に富んでゐるものである。我が國民も亦その例に洩れない。

我が國に「國引き」の説話があることは諸子も知つてゐる。海外の彼方にある萬國を我れに引寄せて我が文化に浴せしめようとの積

極進取の精神が既にこの説話に於て看取されるではないか。神武天皇の詔書中にも、八紘を掩おほひて宇いと爲せむこと亦可よからずや」と仰せられた。何たる雄大な御抱負であらう。この雄大進取の氣象を失はずに持ちつづけたればこそ我が國今日の發展をなし得たのである。

二 我等の遠き祖先は朝鮮半島などは恰も地續きであるかの如く盛んに往來し、その文物を大いに輸入して我が文化の發達を助けた。その後推古天皇の御時代より直接支那とも公の交通を始めた。その後後推古天皇の御時代より直接支那とも公の交通を始めた。航海の術未だ開けぬ當時の遣隋使遣唐使留學生等の奉公の念進取の氣象は今なほ我等の心を搏つてはなにか。平安時代の中頃に至り公式には支那との交通は途絶えたが、抑へても止めてもやみ難いのは我が國民の進取の氣象であつた。海外雄飛の志であつた。國史を讀

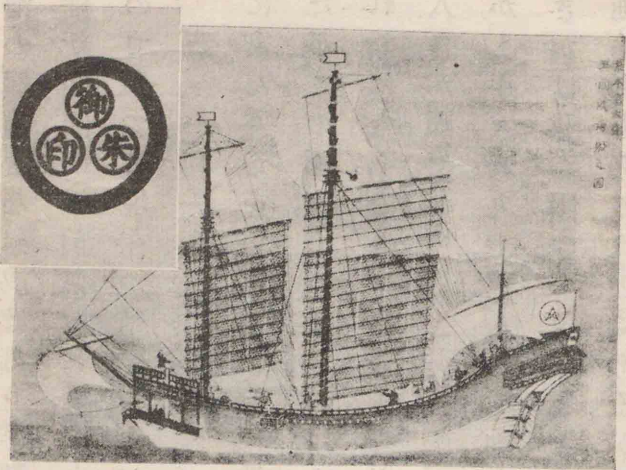
我等の祖先と進取的海外發展

むものは誰れか彼の八幡船の大膽冒險の行動を痛快に思はないで

みられよう。

南洋諸島を股にかけて活動した官許貿易たる御朱印船にも進取の氣象のあらはれが看られる。伊達正宗が支倉常長をローマに使せしめたことや、山田長政の暹羅に於ける活躍等枚舉に違がない。然るに江戸時代に入つて嚴しい鎖國政策が行はれて、さしも進取的であつた國民も退嬰苟安の風に墮し去つた。それでも抑へ得なかつたのは海外發展の志であつた。

濱田彌兵衛や天竺徳兵衛さては高田屋嘉兵衛錢屋五兵衛の海外活



御朱印船と御朱印旗

人口増加難

動がそれを證し得て餘りがある。これと同時に憂國の士は、或は北海の探險をなし、或は幕府の禁を犯してまで海外事情の研究に従ひ、維新開國の以前に既に今日の海外發展の素因は十分に潜んでゐたのであつて、現在の發展も決して偶然ではないのである。

三 一利一害は世の常理である。島國を國土として進取の氣象に富んだがために、今や堂々世界最大強國の一に數へられるに至つたが、この國土の狭小なることと人口の著しい増加のために悩まされねばならなくなつた。明治初年に三千有餘萬人に過ぎなかつた人口が、國勢の發展と共に、年々増殖、今や一億に垂んとしてゐる。しかも年々八九十萬人の増加を示してゐる。これを如何に解決すべきかは我が國の一大問題となつてゐる。人口制限の策を論ずる消極論者もあるほどであるが、しかし列國對峙の今日、興國の一要件は或る一定の大人口があり、しかも相對的の増加率が必要である。

海外移住

佛蘭西・英國等の惱みの一つは増加率の漸減である。

四

この人口増殖といふ現實の事實に應じて、古來我が國には、萬物は生々増殖して息まないものであるとの思想が見られるがこの生々發展の天則に悖らない人口對策の一つは海外移住である。しからば移住の場所を何處に求めようか。

一時は盛んに移住したことのあつたアメリカも種々の事情から殆ど現在では禁止同様になつてゐる。しかし幸にして南米の天地は我等を歓迎してゐる所が多い。殊に喜ぶべきは最近我が國と特別の交友關係ある滿洲國の創建によつて、我等の移住すべき新天地が出現したこ

滿洲に於ける耕作





## 經濟力の海外發展

とである。

五 海外への進出は單に人口の移植に止まらない。祖國文化の海外進出も重要な發展の一つである。學者はその學問を以て、藝術家はその藝術を以て海外に發展せねばならぬ。もし夫れ經濟的勢力の海外發展に至つては殆ど地域の制限なく我等の力量・手腕に委ねられてある。

經濟力の海外發展とは國內の資本を海外の各地に投じて種々の産業を經營する事や内地の生産品を廣く海外に輸出することである。資源に乏しい我が國に於ては原料を海外から輸入し、これを加工し精製して輸出するが如き貿易が我が國の採らねばならぬ方策であつて且得意とする所である。

今や我が國の商品は世界を風靡し各國は關稅の障壁を高くしてその侵入を防止しようとするに至つたほどである。海外に於ける

## 海外發展と孝道

事業の經營や、海外貿易の興隆には烈しい競争に打勝つだけの優れた頭腦と體力と、さうして堅實高等な商業道德・産業道德がこれに従事する實業家になくしてはならぬことは言ふまでもない。我等實業に志すものは今より、よくこれらの資格を養ふことに十分心がけ大いに努むるところがなくてはならぬ。

六 海外發展に障礙をなす一謬見が我が國人に往々にしてある。それは老親を故郷に残し、祖先墳墓の地を遠く去ることは孝道に背きはせぬかとの考へである。

かかる捉はれたる孝の考へは今日の國情にかなはぬものである。身はたとひ家を離れ親と別れ住んでも、國家發展のための一役を演じつつあるならば、それは實に大なる孝であると言はねばならぬ。孝であれば忠であるのは勿論である。我等有爲の青年たるものは宜しく骨を埋むる豈ただ墳墓の地のみならんや、人間到る處に青山

あり。の意氣を持たねばならぬ。

牛島謹爾



牛島謹爾は久留米在の舊い農家に生れ、明治二十一年、二十五歳のとき志を立ててアメリカ合衆國に渡つた。その頃の渡米者は、大てい修學を目的とし、將來は日本に歸つて官途にでも就かうといふ者が多かつた。その中で、謹爾はひとり田舎の農園に行き、馬鈴薯作りの名人といはれる人に従つて農事を習つた。さてこの經驗をもとに自分の農園を經營したいと思つて、カリフォルニヤ州中部の或る村で、六ヘクタール許りの土地を借り、そこに馬鈴薯や豆などを作り始めた。元來この地方は二つの大河が將に合流せんとする間には、さまれた廣大な沼地で、人をもかくす水草がばうくと生ひ茂り、中には野牛がすんでゐた程で、三十年來、白人が幾度か開拓を試みたが到底望がないと拋棄した土地であつた。謹爾はこ

こに鋤を入れたのである。それより後は、毎年風害、水害等に遭はないことではないといつてもよいからぬ。或は不作で幾日も南瓜ばかりを食つてゐたことがあり、又豊作を喜んでゐると一夜ですつかり作物を洗ひ流されたこともある。けれども失敗に遭ふ毎にその勇氣は益、加はり、去年よりも今年、今年よりも來年と次第に手を擴げて、渡米の十年目には百五十ヘクタールの耕地を得、その年始めて事業の基礎を確立することが出來た。謹爾はそれになほ満足せず、益、耕地をひろげ、主として馬鈴薯の栽培を爲し、或は天災により或は財界の影響によつてしばしばつまづいたけれども、不撓不屈よく萬難を排して、遂に土地を開拓すること四萬ヘクタールに及び洪水の憂を除き、地方の開発を促した。さうして馬鈴薯の産額は年百萬俵に上り、カリフォルニヤ州の馬鈴薯の年産額の三割以上をその農園で占め、州の市場を左右するまでになつた。かやうにして謹爾の産業上の功績はあまねくかの地の人に認められ、「馬鈴薯王」と稱せられるに至つた。謹爾が巨富を作つた後錦をきて故郷に隱退することを勧める人もあつ

たが「それはびく一ぱいに小魚を釣つて満足するやうなものだ。自分は願はくば幽谷の熊を捕へたい。」と言つて従はなかつた。晩年には、更にメキシコや南米に發展の新天地を求めて居つたが、その計畫の實現を見ない中、大正十五年、六十三歳で病にたふれて、かの地の土となつた。

スタンフォード大學のジョルダン名譽總長は彼の死をいたんで、「君は多年カリフォルニア州に於ける最も信用あり且尊敬せられた實業家の一人であつた。君は十五年間在米日本人會長として活動したが、附近の日本人間に於けると同様に、米國人間にもなかく、勢力があつた。君は事業に關する契約については證書を用ひなかつたけれども、決してその信用を毀損することがなかつたさうだ。」と言つた。謹爾は多年日米兩國親善のために力を盡した功を以て勳四等に敘し、旭日小綬章を授けられた。

○  
(高等小學修身書に據る)

明治天皇御製

わたつみのほかまでにほへ國の風

ふきそふ秋のしらぎくの花。

昭憲皇太后御歌

日の本のさかひはなれてゆく船に

國の光ものせてやらまし。

第十二課 國交親善

今上天皇陛下御渡歐

一 今上陛下が東宮におはしました時、大正十年三月閑院宮載仁親王殿下を伴ひ、御渡歐の途につかせられ、イギリス・フランス・イタリア・オランダ・ベルギーの各帝王・大統領を歴訪し、各國の文化を觀察し、歐洲大戰の跡を巡視あらせられ、到る所の國々で歓迎を受けさせられ、九月還啓あらせられた。その折の御感想中にも、歴訪諸國の歡

待は蓋し予に對する厚意の表現に止らず、實に我が國民に對する友情の發露なり。予はこの機會を以て國民と共に深厚なる感謝の意を表せざるべからず。」と仰せられ、又「冀くは國民と共に維新の宏謨に則りて今後益奮勵し彼れの長を取りて我れの短を補ひ國運の隆昌を期し世界文化の發展に資し以て皇上陛下の聖意に副はんことを。」とお述べになつて、國交親善に關する國民の心得と覺悟とをお示しになつた。

國際道德

二 人と人との間に道德が必要であるやうに、國と國との間にも道德が必要である。人と人とが相互に親切を盡し相互に助け合つて、共存共榮の目的を達し、安寧幸福を増すことを理想とするやうに、國と國との間にも好意と協同とがなければならぬ。今日我々が居ながらにして東西文明の精髓を味はふことが出来るのも、我が國が國際友義を重んじ、知識を世界に求めたからである。明治元年の五

箇條の御誓文には「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と仰せられたが、更に戊申詔書には「益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス」とお諭しになつた。

愛國と國交親善とは一見矛盾するやうであるがさうではない。例へば我が家を愛すると共に近隣の人々と親しく交るが如く、愛國と國交親善とは兩立し得るものである。戦争の慘禍も國と國との間に同情と理解がない時に、醸かされ易いのである。

三 今日我が帝國は世界に於ける殆どあらゆる獨立國と修好通商條約を結び大使又は公使を交換し、常に親善關係を結んで、世界の平和を維持し、人道を國際間に鼓吹することに努めてゐる。清國やロシヤ、ドイツと戦つたことがあるけれども、どの戦も、一には平和の敵をこらす爲、二には國防上正當防衛の爲に戦つたのである。日露戦役中に明治天皇が

列國との親和

よもの海みなはらからと思ふ世に  
など波風のたちさわぐらむ。



が如何に大切なことであるとはいへ、國の存續・發展に大害あることを忍んでまでも強ひて親善すべきでないことである。我が國がか

國際聯盟と日本の脱退  
聯盟脱退を  
宣言する日  
本代表とそ  
の議場

と詠じ給うた。時のアメリカ合衆國大統領ルーズヴェルトがこの英譯を拜讀して、いたく感激し、講和の爲に奔走したと傳へられてゐる。戦役中ですら、尙かく平和を愛せられた大御心は何に譬へやうのないほど有難い。この大御心に副ひ奉つて、我々は國交親善の爲に力を致さなければならぬ。

四 茲に注意すべきは國交の親善の國際聯盟から脱退したのもこの理由によるのである。しかし聯盟脱退に關する詔書の中に於て拜される如く、世界平和の爲に盡す所あらんとする我が國の方針は渝るものではない。又かのワシントン會議に於ける我が國の態度も同様である。

要するに、國と國との間は今猶、利害を動機として動くことが多く、權謀・術數が影を潜めない状態である。されば一國の存續・發展を期し、又世界の平和を維持せんとするには、慈悲と正義の鎧を着て、降魔の劍を離さぬ用心が肝要である。言ひ換へれば世界平和の理想を堅持して、列國との親和に努め、しかも現實の不完全なる國際關係に顧み、國防の上に於ても、世界の平和を増進する上に於ても、常に適當の措置をなし得るだけの用意を怠つてはならない。

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之

ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラ  
ス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ  
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達  
ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲  
ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政  
府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至  
レリ  
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ  
平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ  
帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カ  
ニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スル  
ハ夙夜朕カ念トスル所ナリ  
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ

正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武五ニ其ノ職  
分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ  
執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ  
普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御 名 御 璽

昭和八年三月二十七日

各國務大臣副署

國民外交

五 國交は政府當局者の任務たるのみではない。今日は國民外  
交の時代であつて、國民相互に國交を親善にするやうに努めなけれ  
ば、有司がいかに努力しても、十分な効果を奏することは出来ない。  
外人に對しては國民こそつて信義を以て交り、禮儀作法を正しくし  
て接すべく、さうでない時は、個人の恥をさらすばかりでなく、國の恥  
とならう。商品を賣るのにも、或は暴利を貪り、或は詐謀を弄して國  
家の信用を害したりすることは絶対に避くべきである。遠來の外

人は言語が通じにくい上に、習慣に馴れないのであるから、萬事に不便を感じ、旅愁の情に堪へないことも多いであらう。よく同情を以て親切に待遇すべきである。尙、國勢の弱小な國民を侮り、強大な國民に厚らするが如きは甚だ良くない。邦人の中には白人と見れば徒らに之を尊敬し或は追従するものがあるが、これは勿論誤つたとて、西洋文明心酔の餘弊である。白人の中にも悪人も居れば墮落した者もある。東洋へ来る白人の中には尊敬すべからざる者が少くない。區別なく一樣にこれを尊敬し、或は追従するのは、時として自らを恥づかしめ、或は我が國辱を招くことさへ起るのである。又邦人の中には東洋諸國民に對し、輕薄な侮蔑的態度を採る者もあるが、これも切に戒むべきことである。要は一視同仁、公平なる態度を持つことが最も大切である。

○

### 明治天皇御製

海こえてはるく來つる客人に

わが山水のけしき見せばや。

したしみのかさなるまゝに外國ぐわいこくの

人もこゝろをへだてざりけり。

### 第十三課 國際協力

國際協力の  
必要

一 我等は既に人類の進歩發達は協同協力を以てなる團體生活・社會生活によることを學んだ。昔は孤立した國家もあつたが今日に於ては各國互に關係を結び國際社會をなしてゐるのであるからその間に協力を必要とするとは言ふまでもない。

交通機關の發達しない昔にあつては國際の協同協力すべき事項は少かつたが、今日の如く鐵道・汽船・航空機・電信・無線電信等の發達著

今ある種々の國際協力

しい時代に於ては四海比隣も啻ならぬ有様で、世界は著しく縮少された観がある。従つて各國の關係は益、緊密となり國際協力の必要は愈増加したのである。

二 されば各國は現に諸種の國際協力を實行しつつあるのである。即ち政治上、經濟上、學術上、人道上、萬國共通の利害問題に關する事件はこれを共同事業として或は會議協定し、或は研究發表をなし、或は實行機關を設けたりしてゐるのである。

今その主なるものを擧げると次のやうである。

國際經濟會議、國際教育會議、國際航空委員會、國際統計會議、國際勞働會議、赤十字會議その他、天文聯盟の如き科學に關するものや美術に關するもの、著作物保護同盟を始め專賣特許に關するもの等、相當の數に上る。

國際協力の必要を最も痛切に感ずるものは郵便電信事業である

國際オリンピック  
ピック大會  
入場式

我が國に於て開催される國際會議と國交親善



ことは誰れしも氣づくところであらう。されば郵便については早くより萬國郵便聯盟があつて實によく協同協力の實を擧げてゐる。我等が内地間の手紙同様の便利、確實さを外國郵便に於ても見つつあるのは一にこの協力によるのである。今や鐵道の方面に於ても國際協力の方法が整つて、一葉の切符を以て世界一周旅行をなし得るに至つてゐる。

三 宗教や教育や科學藝術に關する國際會議が近時我が國に於ても屢催されるに至つたことは喜ぶべき現象である。かくして各國の碩學・大家が一堂に相會し、互にその所信、その研究を發表し、或は胸襟を



次回のオリ  
ンピック競  
技

披いて諸種の問題を討議し、以て世界の文化に貢献すると同時に各國民相互の理解を増し、國交親善の機會となるのである。

四 運動競技の方面に於ても各國協同の會合が屢行はれてゐるが就中、國際オリンピック大會の如きはその著大なるものである。次回に我が國に於てこれを行ふことに決定したのはまことに喜ぶべく、我等は大いに奮起するところがなくてはならぬ。同時に國交親善の好機として各人大いにつとめるところがなくてはならぬ。

#### 第十四課 人類愛と人類の福祉

同情・愛他  
の心

一 同情愛他の心は如何なる蠻人にもある。この心があればこそ社會は成立つのである。しかし蒙昧未開の社會には、この心は頗る狭い範圍にしか働かない。家族・一民族・一部落と社會の發達擴大するにつれて、この心の向ふ範圍も擴大されて來るものである。言

ひ換へれば、社會意識の發達の程度に應ずるものである。同情愛他の心の廣狹は、その社會の文野、その個人の教養の高下を卜するに足るものである。同情とは我れを彼れに見出し、彼れを我れに見出すことによつて起きるものであつて、同情の及ぶ範圍の廣い者はその人の自我がそれだけ大きいことを意味する。即ち同情愛他の心が家族以外に及ばぬ人は、家族大の自我しか有たぬ人であり、一郷一地方に及べばそれだけ自我は擴大されたのである。

天の仁惠、佛の慈悲を體得せる聖賢高僧の心には、他國人を敵視し、他民族を夷狄視した時代に於てさへも、國や人種の差別を越えて人間全體にまでその自我が擴大されてゐたことは、「四海之内皆兄弟也」と道破した孔子の言葉によつても想像し得る。釋尊の如き大宗教家が人類に注いだ博大無比の慈愛の心は人のよく知る所である。

二 國家民族人種の別を問はず、汎く人類全般に係ることであり、

博愛と人類  
愛

人間の幸不幸に關する問題であるが故に餘所事よそこととは思はずこれに同情し、これに愛憐の涙を濺ぎ、これに慈悲の手を垂れる貴い心を、世に人類愛の名を以て呼んでゐる。教育勅語に仰せられてある「博愛衆ニ及ホシ」の御精神の中にはこの人類愛をも含んでゐることは勿論である。

おのづからわが心さへやすからず

隣のくにのさわがしき世は。

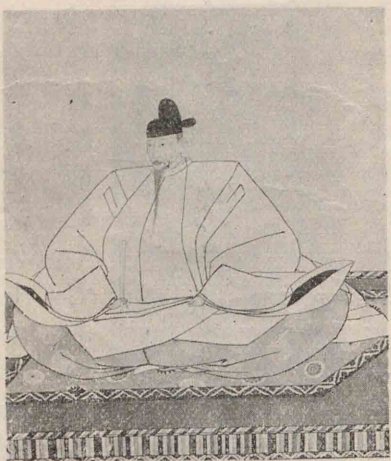
これは明治天皇が隣國支那の革命の動亂に苦しむ國民に同情したまうた御製である。他國の人の苦痛をも苦痛としたまふ博大なる御仁心に誰れか感激しないものがあらう。

我等は明治天皇のこの博大なる同情愛憐の大御心を心として我等の持てる同情愛他の心を人類愛にまで擴げねばならぬ。

人類愛が世界に普及すれば人類の福祉は増進せざるを得ない。

秀吉の像

博愛的精神は我が國民性の一特色

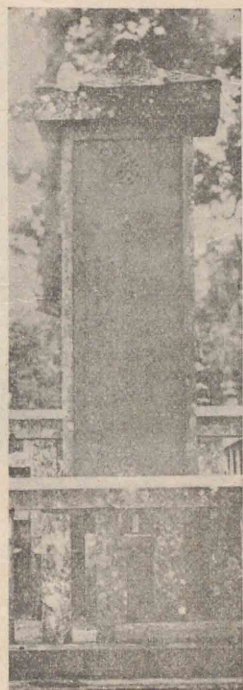


又人類福祉のため様々の運動や、方法設備機關も進歩し増大して來るであらう。國際協力もこの方面に益行はれるであらう。國と國との誤解や紛争も少くならう。世界の平和はより確實となつて來るであらう。

たとひ不幸にして戦争が起つても殘忍酷薄な行動は減少するだらう。かの赤十字社がこの方面に大いに功績をあらはしてゐることは人のよく知る所である。

三 由來我が國民性の中には同情愛他の心に篤い特色がある。國內の戦争に於て、敵に向つてもこの麗はしい心は屢發露した。他民族と戦ふ場合にも、同様に現れるのであつた。日清日露日獨の國際戦争に於て、交戦中の敵國人に對し

島津義弘の  
建立せる敵  
味方戦死者  
供養の碑



て親切に保護を加へたことは勿論、敵の軍人と雖も、戦闘力を失へる者、降を乞ふ者に對する我が軍の態度の立派さは、外人のひとしく歎賞する所であつた。かかる態度、精神は、西洋ではクリミヤ戦役に於けるナイチンゲールの博大なる人類愛によつて、世の人々に植ゑつけられ始めたのであつたが、我が國では早く豊臣秀吉が慶長の役の時も、敵國民の非戦闘員に對しては、努めて愛撫の精神を以て接し、部下の士卒をして、決して無益の殺戮をなさしめず、財物を掠奪せしめなかつた。この精神はよく遵奉されたから、朝鮮人の中にも公平に事件を観察したものは、日本軍は一人も人民を殺さず、民家を焼かず、人民は安心して農業を營むやうに勧めてゐる。」と記録に残したものもある。

敵の戦闘員は大いに殺したけれども、それは戦争の性質上やむを得なかつたのである。中でも島津義弘の如きは敵味方の戦死者を併せて高野山に葬り、碑を建ててその菩提をよく弔ひ、皆共に成佛するやうに祈つたことがあつた。これはクリミヤ戦役より二百數十年も前のことで、佛教に基づく博愛精神の現れとして、世に喧傳されてゐる。我等はかくの如くうるはしい國民性に恵まれてゐる。この心を教養によつて、なほ一層擴充し洗練して、世界の模範ともなるべき人類愛にまで高めたいものである。

フロレンス・ナイチンゲールの家はイギリスの名家で富裕であつた。嬢は五歳ぐらゐの時から、犬、驢、馬、豚などを愛し、家禽の中では殊に五十雀を愛した。従兄弟や再従姉妹などが多かつたので、互にゆききをし、不幸には同情を與へ、幼弱を助け、いつくしむ心情が自然と培はれたのであつた。二十六歳の時、父方の祖母と老婢との死に出遭つたが、嬢は病人を勞り、世

話をすることを心の底から悦んだ。嬢はその頃出版せられたカーライルの過去と現在を讀んだが、その中から、自分の仕事を見附け出した者は幸福である。その上の幸福は求めなくてもよい。といふ句を手帳の中に書きとめてゐた。嬢は又社交などの爲に出歩くよりも、留守居をしてその間に仕事をすることを好んだ。一八四九年三十歳の時、嬢はロンドンで病院を見たり、貧民學校で働いたりした。一八五一年多年の望が叶つて嬢はカイゼルウエルトの病院の有志看護婦養成所に入った。

一八五四年三月イギリスとフランスとがトルコを助けてロシアに對して宣戰した。有名なクリミア戰爭が始つたのである。最初の戰は九月二十日のアルマの戰であつた。それは同盟軍の勝利となつたが、その死傷は大變なもので、その上に恐しい流行病が軍隊内に發生した。十月からセバストポール要塞の包圍戰が始つた。同盟軍の慘狀は益々烈しくなつた。その通信が續々イギリスのロンドン・タイムス紙上に載せられ、頗るイギリス人ををののかせた。それでイギリスでは看護婦をクリミアに派遣しよ

うといふ相談が出来た。その成功について最も努力したのは陸軍大臣と、わがナイチンゲールとであつた。さうして不思議ではないか、この二人は期せずして雙方から同時にこの事につき手紙を出し合つたのであると言はれてゐる。その結果陸軍大臣は直ちに彼女の願を許した。彼女は苦心の末、三十八名の看護婦隊を率ゐ、一切の準備を整へて十月下旬本國を出發した。これに對するイギリスの輿論は様々であつて、中には重大なる看護の大任を女子に委ねるのは輕擧なりといふ非難をした者もあつた。慈愛に満ちた一行は十一月初旬クリミアに着いた。病床に横たはつてゐる兵士にとつて彼女等の到着はまるで天使が地上に降りたやうであつた。不潔と亂雜と惡臭とに満ちた野戰病院は清潔にされ、寂莫と苦痛とに泣いてゐた病兵は慰められ、病勢が重くて世を去る者も信仰を得て喜んで死んだ。冬が來た。戰は益々烈しくなるばかりである。彼女が着いてから、一箇月たたぬ中に患者を一萬人以上世話したといふ。この多數の患者を引受けたナイチンゲールは自分の身體の弱いことも忘れて、他の看護婦を指

揮し、病院内を巡視し、食物・醫藥の世話をして、時には二十時間も立ちつづけ  
たといふ。兵士等が家郷へ送つた手紙と從軍記者の通信とは全然國民を  
驚嘆せしめた。先に非難した人も今は彼女の偉勳を嘆美し、我れも我れも  
と醜金して、忽ち五百萬圓を募り、彼女の事業に送つた。激烈な勤務で彼女  
はしばしば病に冒されたが、人々が心配して歸國を勧めても歸らず、こゝで  
死ぬのは本望です。と言つてゐた。戦後十年を経て歐洲列國の代表者は赤  
十字社を創立して彼女の事業を繼承した。

人種平等觀

四 人種によつて待遇を差別したり勢力の劣つた國民を蔑視す  
るが如きは、最もこの人類愛に背くものである。大正八年六月に成  
立したパリ講和會議に於て、我が全權委員は人種平等案を提出し  
た。この會議は正義に基づいて議せられる筈であつたに拘らず、こ  
の案は否決され、誠に遺憾であつた。我等の祖先はよく歸化人を同  
化して渾然たる日本人となし得た。我々はあの精神・態度を思ひ、大

いに内に省み、新附の人々に對して、親睦・融和の實をあげ、忠良な臣民  
にまで同化しなければならぬ。

○

明治天皇御製

國のためあたます仇はくたくとも

いつくしむべき事を忘れそ。

仇波あたまのしづまりはて、四方のうみ

のどかにならむ世をいのるかな。

第十五課 國民精神作興に關する詔書 (一)

一 大正三年ヨーロッパに大戰役が起り、ドイツその他の同盟國  
は、イギリス・フランス等の聯合國と戦を交へた。ドイツは開戦の初  
支那から租借した膠州灣を根據として、東洋の平和を危くしたので、

世界大戰役  
後の我が國

我が國は東洋の平和を維持するため、ドイツと戦争を開いた。この戦は前後五年に亙つた空前の大戦で、その影響は全世界に及んだが、我が國は東洋に偏してゐるので参加はしたものの、戦争による損害は少かつた。却つて歐米諸國の航海貿易が衰へた爲に、アジア及び南洋方面へは、それら諸國の物資が殆ど輸送されなかつたから、我が國は歐米諸國に代つて物資を供給した。そのため我が海運業・商工業は發達して、國內には非常な好景氣が漲つた。

その結果物價が騰貴し、非常に収益を得た者も多かつたが、又貧窮に苦しむ者も増加し、貧富の差が甚だしくなつて、人心が頗る險惡になつた。やがて戦争が終ると共に、歐米の經濟界は次第に復舊し、戦時中失つた市場を取返す爲に苦心した結果、我が商品は次第に市場から驅逐され、戦時は年々輸出超過であつたのに、戦後は毎年輸入超過となり、戦時に儲けた利益は忽ち消失し、不景氣が襲來した。しか

も奢侈に馴れた人々の中、もとのままで贅澤に耽り、怠惰に陥つたものは、長く悪習を逃れることが出来なかつた。

海外との交通が盛んになると、歐米の思想が盛んに輸入される。

戦時中、歐米の秩序が紊れるにつれて榮えた悪思想も、また輸入された。その中には我が國體をなみし、國家を害するやうなものも少なくない。新奇を好む青年の中には、これにかぶれて、害毒を流した者もある。かかる有害な思想は、怠惰・奢侈の悪習と共に、一日も早く滅ぼさなければ、我々は安心が出来ぬのであつた。

二 その後大正十二年九月一日、關東に大震災が起り、殊に首府東京は大半が焦土となり、横濱は全焼した。震災の起ると共に、朝野共に全力を盡して、災後の復興と罹災者の救助とを計つた。

世界大戦後、不景氣のため人心が沈滞し、風俗が紊れ、道義が廢れさうになり、心あるものは大いに心配してゐた際に、この震災が起つた

### 關東の大震災

詔書御下賜

ので國民全般が受けた打撃は非常なものであつた。

三 これら思想上、實生活上の缺陷を補ひ、弊風を除いて、一日も早く健全な社會、純良な風俗に引戻さなければ、我が國の將來が不安でならぬ。大正天皇は深く時弊をお憂へ遊ばし、人心を正道に導き、社會を中正に致し、かつ震災の禍を速に回復させる爲に、大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔書を下して、文物の回復と國力の振興とに、舉國一致して盡力すべきことをお諭しになつた。今や帝都は復興され、外國貿易も近來大いに發展し、不健全なる思想も次第に矯正<sup>せんぢよ</sup>艾除<sup>せんぢよ</sup>されつつあるが、尙、幾多憂慮すべき點が残つてゐる。我は聖旨を奉體して國民精神を作興し、今日の弊風を一掃するやうに努力しなければならぬ。次に謹んで聖旨をお窺ひすることにしよう。

第十六課 國民精神作興に關する詔書 (二)

大正天皇の  
御憂慮

一 明治天皇が教育に關する勅語を下して國民の守るべき道をお諭しになり、その後、更に忠實業に服し、勤儉産を治め、信義を守り、荒怠を防ぐべき旨を、重ねてお誠になつた。この勅語と詔書の御精神を奉體すれば、國民精神を養成する根本はおのづから開けて來るのである。その時より國民の進むべき道は定つた。國民はよく聖旨を奉體して努力、勉強したので、國運は大いに榮え、遂に我が國は世界の大國の中に數へられるやうになつた。しかしその後、國民の精神が弛んだので、大正の末以來、懦弱に流れて、國家の前途がやや不安に感ぜられるやうになつて來たのである。

大正天皇は御孝心が深く、常に皇祖皇宗の御遺訓に遵<sup>したが</sup>ひ、明治天皇の大御教を紹<sup>たが</sup>いで、日夜徳行を磨き、國政にお努めになつた。然るに

## 今日の弊風

大正十二年、關東大震災が起つたので、大正天皇はいたく大御心を惱ませ給ひ、有司に命じて救助と復興とに盡力させられたが、尙、重ねて國民精神作興の爲、詔書を下されたのである。畏くも國家國民の爲に、大御心を惱ませ給ふ忝さに、誰れか感激しない者があらう。

二 我が國の今日の弊風を數へ上げると色々ある。殊に現代は學問が非常に進んで來たので、知識は日々に増進するが、知識を尊ぶあまり、情意の修養を怠りがちで、人心は漸く墮落し、浮華にして引締りがなく、中正を失ひ、不穩當な風も起るやうになつて來た。早くこの弊を改めなければ、明治維新以來盛んになつて來た國運も或は衰へるやうになるかも知れぬ。その上、大正十二年の大震災で、多數の人命を失つたのみならず、物質文明精神文化の上にも多大の損害があつたから、これを復興しなければならぬ。一方では浮華輕佻の惡風を除き、墮落の傾向を救ふと共に、他方では震災にかかつた文化を

## 弊風を改めるには

復舊し、國力を振興すべき重大な時は今である。それには上下一致して挽回に努力しなければならぬと宣はせられたのである。

三 國民精神作興の道は明治天皇の聖訓に謹み遵つて、そのお諭しを我々の言行の上によく實現することであつて、別にその他の方法があるのではない。宜しく時弊を革めんが爲には教育の淵源を尊んで、知徳を並び發達させ、知行を合一させ、その上國家の綱紀を引締め、風俗を純良にしなければならぬ。今日悪い風俗の中で、最も甚だしいのは、浮華・放縱の惡習と、輕佻・詭激の惡風とである。これを除いて質實・剛健に趨き、醇厚・中正に到りつくやうにするのが最も大切なことである。ここに國家興隆の本がある。

これ等の弊風を根絶し、この根本を確立する爲には、更に實生活の全部を立て直す必要がある。それには先づ人間相互の親和を圖り、公德を守つて社會の秩序を保持し、上下・長幼の序を明かにし、相互に



責任を重んじ、各自に節制を尊び、忠孝と義勇奉公の美德を發揚し、博く愛を施し、共存共榮の實をあげ、恭儉勤敏を以て一家の業に努め、産を治めると共に、ただ一個人の利害のみを考へずして、公益を廣め、世務を開くことに努めなければならぬ。かうして始めて國家は興隆し、民族は安らかに榮え、幸福な社會を現出することが出来る。大正天皇の御軫念しんねんあらせられた國本を培養することも、並びに國家興隆の大業を恢弘くわいこうすることも、ここに始めて眞にその道を見出すことが出来るわけである。我々は謹んでこの聖旨を奉戴し、大御心に對へ奉るやうに努力しなければならぬ。

新制 準據 昭和實業修身書 卷三 終

昭和三十三年二月二十八日  
 文部省檢定濟  
 實業學校修身科用

昭和十二年七月二十九日 印刷  
 昭和十二年八月三日 發行  
 昭和十三年二月十七日 訂正再版印刷  
 昭和十三年二月二十一日 訂正再版發行

新制準據	昭和實業修身書
定價	各卷 金四拾五錢



著作者	小西重直
發行兼印刷者	永澤信之助
印刷所	京都市下京區西洞院通七條南入 内外出版印刷株式會社

發行所

永澤金港堂

京都市上京區河原町通丸太町下ル伊勢屋町四百六番地  
 電話 二二三三  
 振替 京大 二二三八  
 東京 二二三八  
 大阪 二二三八  
 京都 二二三八  
 九八〇二二番

